

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 10 月 15 日 )  
( 第 29 号 )

第 29 号  
10 月 15 日



令和3年

# 三重県議会定例会会議録

## 第29号

○令和3年10月15日（金曜日）

---

### 議事日程（第29号）

令和3年10月15日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第124号  
〔委員長報告、採決〕
- 第3 議案第125号  
〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第124号
- 日程第3 議案第125号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 50名
- |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|----|
| 1 | 番 | 川 | 口 | 円  |
| 2 | 番 | 喜 | 田 | 健児 |
| 3 | 番 | 中 | 瀬 | 信之 |
| 4 | 番 | 平 | 畑 | 武  |
| 6 | 番 | 小 | 林 | 貴虎 |

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	里 香
21	番	山 本	稔 尚
22	番	稻 森	初 男
23	番	濱 井	真 治
24	番	森 野	衛 野
25	番	津 村	熊 三
26	番	杉 本	宜 昭
27	番	藤 田	昭 成
28	番	稻 垣	成 生
29	番	石 田	村 聡
30	番	村 林	正 人
31	番	小 林	富 男
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	東 豊
34	番	東	

35	番	長	田	隆	尚
36	番	奥	野	英	介
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
42	番	中	村	進	一
43	番	津	田	健	児
44	番	中	嶋	年	規
45	番	青	木	謙	順
46	番	中	森	博	文
47	番	前	野	和	美
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
51	番	舘		直	人
欠席議員	1名				
5	番	石	垣	智	矢

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂	三	雅	人
書記（事務局次長）	畑	中	一	宝
書記（議事課長）	前	川	幸	則
書記（企画法務課長）	小	野	明	子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐	竹		宴
書記（議事課班長）	平	井	利	幸
書記（議事課主査）	中	西	孝	朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見勝之
副知事	廣田恵子
副知事	服部浩
危機管理統括監	日沖正人
防災対策部長	野呂幸利
戦略企画部長	安井晃
総務部長	高間伸夫
医療保健部長	加太竜一
子ども・福祉部長事務代理	中村徳久
環境生活部長	岡村順子
地域連携部長	山口武美
農林水産部長	更屋英洋
雇用経済部長	島上聖司
県土整備部長	水野宏治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田中淳一
医療保健部理事	中尾洋一
環境生活部廃棄物対策局長	増田行信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横田浩一
雇用経済部観光局長	小見山幸弘
県土整備部理事	真弓明光
企業庁長	喜多正幸
病院事業庁長	長崎敬之
会計管理者兼出納局長	森靖洋

教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長 警 察 本 部 長	種 橋 潤 治 佐 野 朋 毅
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 紀 平 益 美
人事委員会委員 人事委員会事務局長	降 旗 道 男 山 川 晴 久
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（青木謙順） ただいまから、本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る10月13日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第124号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第125号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
124	令和3年度三重県一般会計補正予算(第11号)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月13日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

---

### 提出議案件名

議案第125号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第12号)

---

### 質 問

○議長(青木謙順) 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。37番 今井智広議員。

[37番 今井智広議員登壇・拍手]

○37番(今井智広) おはようございます。

今日から一般質問が始まるということで、トップバッターとして議長のお許しをいただきましたので、公明党に所属しております今井智広、これから一般質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、衆議院が解散となりました。国では、これから政権運営をどこに託すのか、そういった選挙が始まっていくわけでございますけれども、三重県におきましては、一見知事が誕生されて約1か月、これから一見知事には三重県政、力強く推進していただきたいと思いますように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。



まず1点目に、地域におけるつながり、絆再生への取組についてという形で質問させていただきます。

コロナ禍が非常に長く続く中で、各地域で様々な行事が中止になったり延期になったり、またイベント等も開催されていないという状況が続いております。

世代間の交流や、また世代間同士の交流なども減っており、私自身、いろんな地域でお声を聞く中で、寂しいとか孤独を感じる、そういった不安の声も多く聞かせていただいているところであります。

知事選挙中も含め、一見知事におかれましては、様々な三重県内の地域に行っていただいて、多くの方と意見交換やそういったこともしていただいたと思います。

また一方で、新型コロナウイルス禍ということで、ソーシャルディスタンスを取りながらの活動でしたので、お会いいただいた方も、本来であればもっと多くの方とお会いいただいたと思いますけれども、限られた方とはいえ、多くの声を聞いてきていただいたと思います。

そういった中で、知事は所信表明の中で、課題を克服し、将来世代も含め、県民の皆様が元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域となるよう全力で取り組む必要があると言っていたいております。

新政権に対して知事は、地方が主役となるように御要望されていると思います。三重県で考えれば、やはり市町並びに地域が主役という形だと思っております。

そんな中で、どうしても希薄化してしまった地域のつながりや絆、世代間の交流というものを、いま一度取り戻していかなければいけないと思っております。それが地域のコミュニティーを守り、地域の元気をつくっていくと思っておりますので、まずは、知事にこの地域のつながりや絆再生への取組に対するお考えを聞かせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私の実家があります集落では、10月10日に秋祭りが行われるということでありましたが、新型コロナウイルスの影響で今年の行事はなくなりまして、のぼりの設置だけということになりました。

また、今、休耕田を使いまして、コスモスが満開であります。地元では、太田のコスモス畑ということで割と有名なんですけれども、残念ながら、人手も例年より少ないという状況でございます。

このように新型コロナウイルスの影響は、医療への影響にとどまらず、地域の祭りとか防災訓練など、地域におけるつながりや絆にその影響が及んでいるということでございます。

地域の絆ですが、これ、出会いとか道普請だけではなくて、災害のための助け合いなど、命を守るために非常に重要なものだと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていると、徐々に住民主体の地域活動の再開が見込まれるわけでありまして、住民皆さん主体の地域活動への支援につきましては、活動の担い手であります住民に一番身近な自治体ですね。今井議員御指摘をいただきましたが、かつ県の最大のパートナーであると私は考えておりますが、市町の皆さんとの連携というのは非常に重要であります。

この点は、そういうその地域の活動だけではなくて、医療に関してもそうですし、また観光、ブルーツーリズムのようなものについても、市町との、県との連携という非常に重要だと考えております。

県と市町の地域づくり連携・協働協議会というのがございます。そういったものによりまして、市町と連携をこれからもしっかりと続けていきまして、県民の皆様が元気に、かつ安全・安心にお暮らしになることができるように、全力で取り組んでまいり所存でございます。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。知事の御出身の亀山市のことも含めて、お話をいただきました。

本当に私も、例えば盆踊りとか文化祭とか、例えば様々な教室活動、また

スポーツや、先ほど言っていたいただいた防災活動を含めて、1回もしくは2年にかけてずっとストップしておるというような状況があります。

徐々にワクチン接種も進んで、再開を、今言っていたいただいたように、これからしっかりとしていけないといけない、安全対策をした上で、感染防止対策をした上で進めていけないといけないという意味では、今がとても大事なときかなと思っております。

その中で、知事から力強い、市町との連携による取組をしていくということで言っていたいただきましたので、少し具体的に地域連携部長に様々な部局横断的にわたるとは思うんですけども、市町との連携ということでは、地域連携部に聞かせてもらいたいと思います。

今、一度止まったものをリスタートする、また新しい日常に即した様々なつながりやふれあいの場をつくっていくということは、特にリスタートの部分で言えることは、大きなエネルギーが必要だと思います。一度止まったものをもう一回やっていただくということに大きなエネルギーも要りますし、また予算も必要なことも多く出てくると思います。

また、新たなスタートアップ事業ということも重要になってくると思います。

これまで県は、平成25年度あたりの支え合いの地域づくりの事業でありますとか、例えば防災の観点では、最初に備蓄のときには、初期の立ち上げのところは、県と市が連携してやってきてもらったということがあると思います。

その意味において、地域連携部長に、今知事が言っていたいただいた市町との連携による取組ということでは、何らかの新たな仕掛けというものをしていけないといけないと思います。

防災やそういったところ、医療では予防とか防災って防ぐということですけども、今回は、これからスタートしていくということでは、予行とか、しっかり備えて用意していくということが必要だと、あらかじめ行、あらかじめ備えておくということが必要だと思っておりますので、この地域のつ

ながら、再生に向けた今後の取組について、少し具体的なものがありましたら、地域連携部長に答弁をお願いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、地域の再生に向けた取組等についてお答えさせていただきます。

先ほど知事からも発言がありましたけれども、地域コミュニティーづくりを支援する取組の促進として、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組みを活用して行っています。

そういう中、昨年度、コロナ禍が激しくなるところで、私ども、持続可能なコミュニティーづくり推進検討会議というのを設置したところでございます。

それで、今井議員からも話ありましたけれども、地域のつながりが一旦途絶えると、なかなか元に戻りにくいんじゃないかなろうかと。私ども、そこにポイントを絞りまして、まず、今年度、同検討会議におきましては、まさに新型コロナウイルス感染症影響の対応として、オンラインによる会議開催に係る研修の実施であるとか、自治会等独自のホームページやウェブツールを活用した情報伝達の検討、それと地域づくり組織の総会等をこれまで対面で行ってきたところが多いかと思うんですけども、そのようなやり方を書面決議する場合のフォーマット提供であるとか、そういうのを市町と連携する中で、地域コミュニティーの維持や活動の再開に向けた取組を情報共有等しながら取り組んできているところでございます。

また、地域コミュニティーづくり活動を進めていく上で活用できる国や県などの助成等について、テーマごとに分類し取りまとめた、これはウェブで見えることになっているんですけど、ふるさとづくりガイドブックを作成しております。

この中には、例えば今年度におきましては、地域の祭りに使用する発電機、それとテントなどの備品、自治会の会議の利便性向上のためのパソコンの機器などの購入費用に対して活用されているところでございます。

今後、活動が再開される際にも、これらの助成制度が活用されるよう周知

を図っていくとともに、また、私ども今年度から、これまで以上に本庁と地域機関の、地域防災総合事務所と地域活性化局、合わせて9ヶ所ありますけれども、地域づくりの連携を強化しておりますので、その辺りも踏まえた上で、地域の実情を最も知る市町との連携を強化する中で、地域が必要とする支援の検討や各種助成金の活用等を通して、持続可能なコミュニティづくりや地域のつながりに向けた支援を引き続き行っていきたいと思います。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございます。具体的に御答弁いただきました。

しっかりと、予算措置の必要なものも当然あるかと思いますが、市町と連携を図りながら、地域の再生といいますか、地域のつながりを取り戻す、そういったことにきめ細かに対応していただきたいと思います。

情報伝達のところで、一つだけお願いします。

やはり高齢者の方々、ホームページとか、そういったスマートフォン、パソコンを使うということは、ちょっと不得手の方もまだいらっしゃるかも分かりません。

ですので、そういった各地域で高齢者の方々等を中心に、そういった情報を取得する手段を、教室、勉強会なり何らかをなるべく小さい単位で行っていただけるようなこともしていただきながら、しっかりと県や市町の思いが、また取組が県民の皆さんに伝わるようにしていただきたいと思います。

財源の部分におきましては、これは総務部長にお願いなんですけれども、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金も活用できると思います、しようと思えばですね。あまりぐっと縛られた予算ではないと思いますので、こういったこともやはり新型コロナウイルスにおける地域で希薄化してしまったものを取り戻すということでは、こういった交付金も一つ使えると思いますので、その辺りも一度また各部局と連携を取りながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間もありますので、次に入らせてもらいます。

通学路の安全対策についてということであります。

これは、もうこれまでも教育委員会、また県土整備部、まして警察本部でしっかりと取り組んできていただいているところだと思っております。

三重県も、交通安全プログラムをつくっていただいて、毎年、市町と共に、通学路の安全対策をしていただいておりますけれども、今年6月に千葉県八街市で、5人の子どもたちが死傷するという事故がありました。

それを受けて、国では、文部科学省、国土交通省、警察庁が、3省庁が一体となって、改めて通学路における合同点検を実施してもらいたいということで、7月9日に通知が発出されたと同っております。

それから、しっかりと合同点検、進めていただいているところだと思いますが、今回は特に見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、また、大型車の進入が多い場所とか、過去にヒヤリハット事例があった箇所であるとか、地域等から改善要求があった箇所等を大切に考えながら、合同点検してくださいということだったと思いますけれども、この合同点検の現状と、もしもう結果が出ておるのであれば、そちらのところ、そして教育長として、どのように通学路、子どもたちの安全対策を進めていくのかというその数字的な報告をいただければ、また御決意を聞かせていただきたいと思っております。

知事は、子どもたちを、本当に子どもは国の宝、三重の宝、三重の未来は子どもたちにかかっていると言っていただいております。教育環境や様々な整備と併せて、通学路の安全対策は重要だと思っておりますので、教育長の答弁を求めます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 通学路におけます合同点検の実施状況等について御答弁申し上げます。

子どもたちが登下校中に事故の犠牲となる極めて痛ましい事案が後を絶たず、保護者の方の気持ちを思うと言葉がありません。

平成24年、京都府亀岡市で登校中の児童と保護者が死傷する事故を受けま

して、全国で通学路緊急合同点検が実施されました。この点検が一過性のものとならないよう、平成25年から、各市町が通学路交通安全プログラムを策定し、毎年点検と対策を行っています。

6月の千葉県八街市の事故を受け、まず、県教育委員会から各市町の通学路交通安全プログラムの対応状況を確認いたしました。

その後、議員からもお話ありましたが、7月9日に文部科学省から通知があり、これまでの観点に加え、新たに見通しのよい道路や幹線道路の抜け道、ヒヤリハットがあった箇所、改善要望のあった箇所の三つの観点で、通学路の再点検を進めてきたところです。

9月末現在で、各小学校での点検した結果について、それを各市町に報告がございまして、これを各市町で合同点検を行ったところ、対策が必要な箇所は1456か所でした。県教育委員会では、これら市町の状況を取りまとめ、県土整備部、警察本部と共有したところです。

今後、この1456か所につきまして、11月上旬までに対策を担当する部局、対策の実施時期、内容などを整理することとしています。

また、物理的な対策を講じることが難しい箇所は、通学路の変更や見守り活動の充実などを通じ、安全を確保していくこととなります。そのため、これから実施予定の学校安全ボランティアであるスクールガードのスキルアップ講座や、交通安全指導担当教員の指導力向上の講習会において、今回の点検結果を踏まえた見守りの強化などについて徹底していきます。

朝、学校を楽しみにして家を出た子どもが通学路で事故に遭うこと、まして帰ってこない事態となることは考えられないことであります。子どもたちの安全を守るのが大人の使命です。

県教育委員会としましては、より当事者意識を高め、道路管理者や警察本部、さらに地域の皆さんの協力を得て、市町教育委員会と連携して通学路の安全確保の取組を進めてまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） ありがとうございました。

本当に、今教育長言っていただいたように、朝行ってきますって元気に出ていった子どもが事故に遭う、ましてや命がなくなるということは本当につらいことでありますし、あってはならないことだと思っております。教育長から強い決意を聞かせていただきますので、しっかり進めていただきたいと思っております。1456か所ということですので、できることは速やかにしていただいて、どうしても時間のかかることであっても、なるべく早期に行っていたきたいと思っております。

そんな中で、県土整備部長にお礼と、また今後の取組について聞かせてもらいたいと思っております。

県土整備部では、この八街市の事故を受けて、2学期が始まる前までに緊急にできることをしっかりとやろうということで、ホームページ上で見せてもらおうと、43か所の緊急的な対策をしていただいて、安全を確保していただいて、子どもたちも2学期から元気に登校という、そういった環境を整えていただきました。

今報告あった数字、県管理道路に関わるところを43か所やってもらいました。今後も県管理道路に関わることをやっていただくとするんですけども、どれぐらいの箇所数があるか分かりませんが、計画を立てて、しっかりと可能な対策を進めていただきたいと思っておりますけれども、その対策に向けての部長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** それでは、お答えさせていただきます。

まず、今回の通学路の対策の主な特徴としては、御紹介もございましたけれども、これまでは、どちらかというの見通しの悪い道路に対してどう手当てをするのか、今回は千葉県八街市での事故を受けて、見通しのよいところについてもどうするのかといったような、新しい視点が入ったところでございます。

これまでの通学路の点検と対策の状況をお話ししますと、県管理道路については、前回分で約300か所の道路の対策をしなければならなくて、そのう



ち約半分の対策が終了しているところです。

今回、新しい視点も含めてということで、100か所以上が追加されるといった形になりますので、かなり数が多い中での対策を進める必要がございます。

先ほど教育長から1456か所という数字がございましたけれども、まだ点検中のところもあるので、まだ今後、数が増えていく可能性もあるので、今私がお話した数字も増えていく可能性があるかもしれません。

そうした中で、県土整備部が行う、今後の道路インフラ側からの通学路へのアプローチとしては、主に次の3点を重視しながら対策を進める方針でございます。

まず、1点目としましては、時間軸を踏まえた対策を講じてまいりたいと考えてございます。

今回、夏休み中に行ったすぐできる対策ということで実施したように、用地買収など対策に時間がかかる場合につきましては、看板の設置だとか路面標示など、短期的な即効対策といったものを引き続き講じてまいります。

続きまして、2点目です。新技術を積極的に導入していきたいと考えてございます。

車の加速度、あるいは走行経路のビッグデータを活用して、潜在的な危険箇所を抽出して、予防対策を講じてまいりたいと考えてございます。加えて、ランプだとか、あるいは立体路面標示など新しい技術も積極的に取り入れてまいります。

最後に、3点目でございます。現地に対策の目的を明示していきたいと考えてございます。

ガードレールを一つ設置するにしても、誰が何のために設置したのかといったものを掲示して、車両、歩行者に目的を認知してもらい、交通安全に対する意識を高めてもらいたいと考えてございます。

以上3点について、これまでの取組からの発想の転換を図りながら、効率的かつ効果的に対策を進めてまいります。

また、県管理道路だけではなくて、箇所が多いのは市町が管理する道路でございますので、市町ともしっかりと連携しながら、この対策がスピード感を持って進むように取り組んでまいります。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 力強い御答弁ありがとうございます。

新しい3点の視点を踏まえてということで、本当に大変箇所数が増えてきていると思いますけれども、計画性を持って、また可能な限り速やかに進めていただきたいと思います。

先ほど言うのを忘れましたが、道路標示盤でもずっと100か所以上の道路標示盤で、運転者に対して注意喚起していただいております。そのことも感謝を申し上げたいと思います。

警察本部におかれましても様々な取組をしていただき、子どもたちの安全を守っていただいております。横断歩道、止まれの標示、また今後、信号なども出てくるかも分かりません。また3者が協力をし合いながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で、最後の質問に入らせていただきます。

救急医療のさらなる充実と健康づくりの取組についてということで、救急医療、例えばドクターヘリ、平成24年2月に導入していただきました。それから、来年でちょうど1月末で丸10年になります。救命救急士法ができたのが平成3年でありまして、国家資格になりましたのが、国家試験が始まったのが平成4年からという形になります。

ドクターヘリ導入10年、救急救命士の国家資格が誕生して30年という、いわゆる佳節の時期が来年になるんだろうと思っております。

これまで9年7か月で、ドクターヘリにおきましては、3200回余りの出動していただいて、多くの命を救い、また早期に治療することによって早期の社会復帰につなげていただいている現状があります。

また、救急車も約10万回ほど出動していただいて、多くの不安な患者に寄り添っていただいております。

この10年、30年というこの佳節を迎える来年度に、県民の皆さんと一緒に、もう一度救急医療、救急車の呼び方でありますとか、ふだんの健康も含めて、そういったことをオール三重で取り組むような記念的な事業を私はやるべきだと思っております。救急医療の体制の充実の考えと併せて、聞かせていただきたいと思えます。

もう1点、健康づくりについて、一つ目の質問で、言わせていただいたように、様々なことがストップをしてしまったり延期になったりしている中で、三重県が進めております三重とこわか健康マイレージ事業、できるように様々な工夫してやっていただいておりますけれども、やはりこちらもしっかりともう一度、再開を力強くしていくことが重要であると思えます。

人口減少社会において、移住、また若い人たちに残ってもらい、それも当然大事なことでありますけれども、今住んでいただいている方が1年でも長く支える側でい続けていただくということが、人口減少社会における地域のコミュニティーを維持する上で私はとても重要でありますので、この健康づくりにも大変関心を持っているところでございます。

この健康づくり事業の今後の力強い推進について、医療保健部長の答弁を求めます。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 救急医療について、それから健康づくりの今後についてということで、2点御質問いただきました。

まず、救急医療についてでございます。

議員からも御紹介ございましたが、近年、全国的に救急搬送される方が増加傾向にあるということで、三重県も同様に、平成28年は8万5491人であったものが、令和元年は9万1890人に増加しております。

このうち、救急搬送者に占める高齢者の割合が、平成28年の58.7%から令和元年には61.5%へと増加してきておりまして、今後も高齢化の進展に伴いまして救急搬送の増加、それから救急搬送に占める高齢者の割合が増加することが見込まれているところでございます。

また、急病者のうち脳血管疾患や心疾患患者は、重症者の割合が高く、迅速かつ高度な治療を提供できる救急体制の充実にも取り組んでいく必要があると考えてございます。

そこで、議員からも御紹介ございましたが、県では、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るために、平成24年2月からドクターヘリの運航を開始しておりまして、来年2月で運航開始から10年を迎えるということでございます。この9月までの出動回数が、先ほどもございましたが、3229件ということで、関係者の皆さんの御尽力により多くの県民の救命につながっていると考えてございます。

さらに、広範囲熱傷など一部の重症患者につきましては、このドクターヘリを活用して、県外の転院搬送により対応する場合もございますが、このような特殊疾病患者に対しては迅速かつ高度な治療が必要でございますので、県内で対応できる体制を整備する必要があると考えてございます。

そこで、昨年度行いました第7次三重県医療計画の中間見直しにおきまして、高度救命救急センターの整備の必要性について盛り込ませていただいたことございまして、今後、その整備に向けて関係者と協議・検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、ドクターヘリ運航開始から10年という節目の年で、議員から何か記念のイベント等を実施すべきではないかというお尋ねございました。

実際、10年の節目の年で、やっぱりそういうことは必要だとは思っております。そこで、三重県ドクターヘリ運航調整委員会におきまして、これまでの活動の振り返りを行い、さらなる安全円滑な運航、広域連携体制の構築に取り組んでまいりたいと思います。

また、この記念式典につきましては、現在、このコロナ禍において既存のイベントもなかなかできないという状況の中で、なかなかそのイベント自体は難しい状況もございますが、この10年のドクターヘリの活動や取組成果などを改めて近隣の皆様に知っていただけるよう、県の広報媒体やホームページを通じた情報発信について検討してまいりたいと考えてございます。

健康づくりにつきましては、議員御指摘のように、新型コロナウイルスの影響をかなり受けているということで、医療機関の受診控え等が起きているところでございまして、各市町で様々な工夫をしていただいて、この三重とこわか健康マイレージ事業に取り組んでいただいております。

県でも、昨年度からDXを取り入れた新しい日常に対応した健康づくりを、2市町でモデル的に実施をさせていただいているところでございまして、今後も、やっぱりアフターコロナに向けて、この2年間の成果を市町と共有し、新しい日常に対応した健康づくり事業を推進していきたいと考えてございます。

また、健康経営に。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

○医療保健部長（加太竜一） 健康経営におきましても、この新しい日常に対応した取組が主体的に進められるよう、企業と連携して取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 時間配分が悪くて申し訳ございませんでした。

救急医療も、健康づくりも、本当に危機管理の一環だと思っております。どうぞ今後とも推進のほう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

緊急事態宣言が発出される中、前知事の身勝手な辞職によって約9億円もの税金をかけて行われた知事選挙は、37.93%と過去2番目に低い投票率でした。全くと言っていいほど熱気の感じられない選挙であり、大人の事情で選択肢が奪われたと感じる県民は少なくないはずで。

知事が見事に当選されましたが、その得票は全有権者の26%にとどまって

おり、これから4年間かけて、残る110万人近い有権者の皆さんにも、広く県民の声を聞くという知事らしさが十分に発揮される県政を大いに期待しているところです。

一方で、先人たちのたゆまぬ努力で獲得したはずの自由や民主主義も、何の苦勞もなく与えられた私たちは、その重みや奥行きを深く理解できていません。自由や民主主義を使いこなすことさえも困難になっていると思わざるを得ませんし、県民と政治や行政との距離はますます遠くなり、その一部は、寄らば大樹の陰に隠れて、無自覚なところも含めて権威に近づいて、大きな権威だけがますます大きくなるということを危惧しています。

だからこそ、熱気のある民主主義は、選挙や名ばかりの二元代表制という形式論で完結するものではないと理解した上で、この県議会の場において、県民目線で、緊張感もしなやかさもある議論を重ねていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、知事の伊賀地域への思いについて伺います。

伊賀地域で降った雨は、伊勢湾ではなく、淀川を通じて大阪湾に流れます。雨は西へ流れるが税金は東に流れる、これは書家の榭莫山さんがそのように記しています。

それは個別に予算の配分がおかしいということではなく、県からの、例えば南北に連なる三重県という文言を見るたびに、あるいは中勢地域、北勢地域、南勢地域という区分を見て、私たちの生活の実感として、その西には伊賀地域があるという取り残されたような感覚になることのみならず、私たちの誇りとして伊賀地域にしかない特色や個性を認められることなくして、多様で豊かな三重県の実現はあり得ないという思いをどうか御理解いただければと思います。

そこで、知事はこれまで伊賀地域でどのような声を聞き、それぞれの課題を理解しているのか、また、伊賀地域の魅力や可能性を今後の県政にどのように生かしていくおつもりなのか、伊賀地域に対する知事の基本的な認識をお伺いいたします。

その上で、中京圏と関西圏を見たときに、伊賀地域は三重県の端っこではなく、その結節点に位置しています。

したがって、今まで以上に関西圏営業戦略をはじめ、三重県の関西圏との連携した取組を強めていくことに期待しているところですが、知事は三重県の関西戦略をどのように進めていくのか答弁を求めます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私事で恐縮でございますけど、我が一族は、平安時代末期から室町時代にかけてまして、京都から伊賀を経由して亀山にやってきましたと聞いております。また私自身は、新関西国際空港会社に勤務しておりましたときに、大阪から伊賀市を通って亀山市にと往復しておりました。また大学時代には、松尾芭蕉の研究の講義を選択して学んでおりまして、このようなことから、伊賀地域には親近感を抱いておるものでございます。

伊賀地域は、古くから関西地方とのつながりが深いということでありまして、歴史、文化、自然環境など、魅力ある地域資源が多いと考えております。関西の窓口として、非常に重要な三重県の地域であると考えています。

我が家は酒屋でありまして、もう廃業しましたが、伊賀といえますと酒どころでありまして、我が家でも黒松翁を扱っておりましたし、而今は全国に名前がとどろいているお酒であります。伊賀牛なども含めまして食材も豊かなところでございます。

そうした特性を生かしまして、近畿圏と中部圏の結ぶ名阪国道の近畿圏寄りに位置をしている伊賀は、関西の経済力も取り込みながら、三重県のためにも地域の発展を目指すことができる地域だと考えています。

これまでも県としましては、産業面では、伊賀米の品質向上や日本酒などの販路拡大に取り組んでおりますし、関西に隣接しているという立地環境を生かしまして、企業誘致などを進めてきたところです。県の補助金も当然出しております。

観光面では、伊賀流忍者だとか、あるいは赤目四十八滝のような地域資源

を活用した誘客にも取り組んできていますし、私も選挙中に伊賀市、名張市を訪れたときに、国道368号線の話もお伺いしましたが、その道路整備も県はしっかりとやってきているところでございます。

いずれにしても、伊賀地域がその特性を生かしながら、県と共に発展するように考えていきたいと思っております。

続きまして、伊賀を中心としまして関西圏の営業戦略、どういうふうを考えていくんだということです。

県としての考え方でございますけど、関西圏、地理的、歴史的、文化的に、伊賀地域のみならず、中京圏と並んで、我が県にとって重要な地域であると考えています。

当然、関西圏は、首都圏に次ぎます一大消費地であります。観光に関しましても、関西圏から三重県を訪れる宿泊客は、三重県全体の4割を超えております。

また、移住者も、514人というのが令和2年度の三重県への移住者の数ですけど、関西圏からはその4割を超えます211人が来てくれているということでもあります。

また、関西圏を舞台に、これから様々な国際イベントが予定をされております。特に令和7年に開催をされます大阪・関西万博、これ、非常に多くの方が世界から訪れるということは予想されていますので、こうしたイベントに向けて、関西地方に来た人を三重県にも来てほしいということでございますが、そのときに、言わば重要なコリドーになるとも考えておりますし、コリドーだけではなくて、DESTINATIONにもしていけないかと考えています。

こういったものを最大限にチャンスを生かして、令和2年3月、それを生かすために令和2年3月に、我が県では関西圏営業戦略を改定しております、これを実施しているところでございます。

新型コロナウイルスで十分な活動ができないことは、内心じくじたるころはありますけれども、新型コロナウイルスが収束した段階では、大阪・関



西万博に向けまして、インバウンドの観光客などに大阪を經由して三重県へ誘致するといったような営業活動を活発化する、させる取組を行っていかうと考えているところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

伊賀地域の人も、少しはわくわくした気持ちになっていただいた方もいるんじゃないかなと思いました。

御答弁を踏まえて再質問いたしますが、まずは、これまでも議論もありました、この場で議論もありました関西広域連合への加入についてお伺いいたします。

これまで、近畿地方の府県や政令指定都市に加えて、奈良県や鳥取県、徳島県の部分加入も果たし、加入する2府6県の人口は2000万人を超えた大きな固まりになっていまして、行政機構となっています。

防災や観光、さらには、新型コロナウイルス感染症対策や医療を含めて連携にとどまるだけではなく、三重県が関西地方そのものとして主体的に関与していくということが重要であると思いますが、関西広域連合への加入を前向きにお考えいただければと思いますが、知事、いかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における関西圏のトップとの連携です。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策において、東海3県との足並みをそろえた対策や3県知事との共同メッセージを発信するなど、東海3県との連携した姿は県民にも見えるようになっていますが、関西圏との通勤や通学、生活や経済といった人の流れを考えれば、伊賀地域の県民にはなかなか届きにくいのかもかもしれません。有効な情報発信でもないのではないかとやわざるを得ません。

また、伊賀市と隣接する奈良県は、他県とは異なる人流抑制の考え方を持っていることについても注視する必要があります。

第5波の教訓も生かしながら、トップによる広域的な情報発信や医療連携

なども想定するべきと考えますが、新型コロナウイルス感染症対策において、知事の関西圏の府県との連携強化についてどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

関西広域連合への加入についての御質問がございました。

関西広域連合へ加入した場合のメリット、様々あると考えておりますが、さらに考えなければいけない課題もいろいろあると考えています。

現在、近畿ブロック知事会議、あるいは紀伊半島知事会議といいました関西広域連合を構成する府県との連携は十分取られていると私は考えているところでございます。

これ、参加しました場合に、財政とか人的負担はかなり出てくるとも聞いております。我が県、先ほど申し上げましたとおり、中部地方と近畿地方の結節点でございます。議員も御指摘をいただいたとおりでございますが、両地域とのバランスを取りながら、いいところを三重県に入れ込んでいくというのが一番大事なことであります。

人口が減少していく社会において、これからは、県と県、あるいは県と府とは協働していかなきゃいけません、ある意味競争にも立っているわけがありますので、県の中でいがみ合いをしているような時代ではないと思います。県が一体となって、ほかの県、ほかの府から経済力をこの県に持ってくる、人をこの県に持ってくる、そういうことをやっていかないといけないと思っております。

今月の末に、近畿ブロック知事会議が予定されています。そういったところでも、私は様々な発信をしていきたいと考えております。

関西広域連合につきましては、現在、三重県は福井県と並んでオブザーバーとして参加をしていますが、引き続き、関西広域連合と関わりを持っていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策についても、非常に重要な課題でございま

す。先日も御答弁を申し上げましたけれども、第5波はようやく収束の兆しを見せておりますけれども、これも油断できませんし、今、治にいて乱を忘れず、第6波に向けて、この収まったときにしっかりとやっていかなきゃいけないということでございます。

過去の経緯を見てみますと、やはり恐らく名古屋圏だと思いますが、場合によると岐阜県かもしれませんけれども、県の北部地域において新型コロナウイルスの多くの患者が出てきているところでございます。

したがって、そこの人流対策というのはしっかりと考えていけないといけないということでございます。伊賀地域についても感染者が出ております。これは、関西圏からの感染者の可能性もございます。

そういった事象を一つ一つ検証しながら、今後、こういった新型コロナウイルス感染症対策を行っていくのかということをししっかりと考えていく時期だと私は考えておるところでございます。

関西のトップということでは、奈良県知事も、京都府知事も、私の国土交通省時代の先輩であります。既に奈良県知事とは連絡を様々取らせていただいているところでございます。

そういったトップ同士の協力ということも、引き続き必要だと考えておりますので、しっかりと進めていきたいと考えておるところでございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 関西広域連合についての考え方は、知事の思いというより、今までの県政の考え方そのまま踏襲されたのかなと思います。連携ではなく、主体として、関西地方そのものとして関わってほしいという思いがあったので、また今後、北川議員などが質問されるかもしれませんけれども、議論を深めていってほしいと思います。

2500万円ぐらいお金がかかるということなんですけれども、9億円かけて知事選挙をやるのも、それ、民主主義のコストであるならば、それもまた民主主義のコストなんかなと思いますので、よろしくお願いたします。

奈良県知事のアクションということも僕非常にちょっと、評価は分からない

ですけど、非常に注目してしまっていて、面白い方だなと思っていますので、ぜひ県民に見える形で、連携している姿を県民に発信していただきたいと思えます。

それでは、ため池の防災・減災対策について伺います。

(パネルを示す) これが、伊賀市が突出をしているという農業用のため池が県内に、まず、小さい円グラフですけれども、3304か所のうち42%の1396か所を占めています。そのうち、防災上問題があるということで対策が必要な防災重点農業用ため池が1566か所のうち伊賀市が579か所、37%を占めています。

これ、かなり細かくて申し訳ないんですけど、(パネルを示す) 一応、僕が作ったんじゃないなくて、こういうのをできる方に頼んで無理言って作ってもらったので、ちょっと披露だけさせていただきます。これが市町ごとの、伊賀市が多くて、津市、亀山市と続いています。

まず、県内のこの防災重点農業用ため池の対策を今のように、まず、取り組んでいるのか聞かせていただきたいと思えます。

ため池が10倍あるからといって、市の担当者が10倍いるわけではありません。限られた体制の中で耐震調査をするだけでも、伊賀市では5年程度かかると聞いています。このままでは、突出してため池の多い伊賀市が取り残されていくのが目に見えています。

江戸時代に造られたため池も多くあり、特に池の所有者が不明であったり、相続の関係が不明確であることから、結果として時間を要したり、ため池の管理をしていく基盤というのも弱くなっていますけれども、高齢化だったり受益者が減少したりということで、地域に大きな負担になっているという声もお聞きしてきました。

県として総合調整的な役割を果たして、必要な対策をさらに前倒しして、加速させていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(更屋英洋) それでは、農業用ため池の御質問についてお答

えします。

伊賀地域は雨が少ない気候に加え、水量が豊かな河川が少ないことを背景に、特に水田が多い伊賀市には、県内で最も多くのため池があります。

また、決壊により周辺地域に人的被害が及ぶことが懸念される防災重点農業用ため池も、伊賀市が県内で最も多いことから、市と連携しながら、計画的に耐震診断や防災工事を進めています。

現在、防災重点農業用ため池の耐震診断や防災工事については、令和3年3月に新たに策定した計画に基づき、着実かつ計画的に取り組んでおり、耐震診断については、令和2年度までに県内で334か所、伊賀市では33か所が完了しています。

また、耐震化対策などの防災工事についても、令和2年度までに県内で43か所、伊賀市では4か所で整備が完了しているところです。

一方、ため池の防災工事の実施に向けては、工事実施中や施工後の土地の権利に関するトラブルの発生を未然に防ぎ、着実に事業を実施することが重要であると考えています。

このため、着手予定時期を踏まえ、市町または認可地縁団体等のため池用地の所有権を移転登記しておく、ことを市町やため池管理者にお願いしております。

しかしながら、県民の皆様の生命及び財産を保護することがこの事業の最大の目的であることから、この手続により事業の推進に支障を来さないよう、地域の実情を把握しながら市町と連携し、着実に工事を進めてまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

知事は、何よりも危機管理ということをおっしゃっていますので、このため池の偏在ということ、特に県内で偏在しているということをよく御理解いただいて、取組を加速させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、包容力のある三重の教育の実現ということで伺います。

教育には、人をつくる力があって、社会をつくり、そして社会を変えていく根本であることから、たった1人の児童・生徒も取り残すことのない三重の教育を願って、質問いたします。

まず、県立高校における定数内不合格の実態についてです。

2020年度、全日制、定時制、通信制を合わせて、高校の進学率は98.8%に達しています。全ての子どもたちをいかに受け止めていくかということが当たり前に求められ、それが公教育の中心である県立学校の役目であると考えます。

しかしながら、三重県では、毎年のように募集定員に達していない高校や定時制高校も含めて、定数内不合格が相当数出ている実態があります。

また、文部科学省が行った高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査というのが行われましたけれども、県の教育委員会は、定数内であれば原則不合格を出さない県であると回答しているのは、不適切であると言えます。

定数内不合格を減らし、なくしていくためには、改めて県立高校に対して周知徹底を図るとともに、定数内不合格がなぜ生じるのか、現場の実情を丁寧に把握しながら、高校でのスクールソーシャルワーカーの確保をはじめ、多様な子どもたちを受け入れ、支え、そして社会に送り出すという体制を整備していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

高校の中途退学についても、減少傾向にあるとはいえ、その後の人生の大きな貧困や、あるいは貧困の連鎖といったリスクになります。中退防止に努めるとともに、中退後も就労や学び直しを切れ目なく支援していく重要性を、これまでもこの場で指摘してきましたけれども、なかなか成果が上がっていません。個人情報保有や情報提供を仕組みとして構築するなど、なぜ本腰を入れないのでしょうか。

あわせて、県は、ひきこもり支援推進計画の策定作業を進めていますけれども、ひきこもり支援の観点からも、既に埼玉県等で実施されている高校中退者の追跡調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 3点御質問いただきましたので、順次御答弁申し上げます。

まず、入学者選抜についてです。

三重県立高等学校入学者選抜の合格者の決定は、県教育委員会が定める選抜方法に基づき、各高校で設置する合否判定会議の審議を経て、校長が決定いたします。

これに加え、受験者数が入学定員に満たない場合の留意事項として、原則として定数内不合格者を出さないようにする、ただし学ぶ意欲があるか、教育課程を履修することが可能かの観点について特に留意する、と実施細目に明記しています。

こうしたことについて毎年、県立学校長会議や選抜担当者への説明会で徹底するとともに、定数内不合格になった高校の校長に、年度初めに、留意事項に照らし、どのような考え方で不合格としたのかを聞き取り、一人ひとりの状況を確認しております。

定数内不合格は、平成31年度の実施では101名、令和2年実施は122名、令和3年は52名となっております。

本年は、8月の校長研修会の機会を捉え、私から直接各校長に対し、高校には多様な生徒が学び、様々な入学動機等の学習経験を持ったりする生徒が在籍していることを踏まえた教育活動が大切になっていることなどを示した上で、定数内不合格についての実施細目の内容を徹底いたしました。

今後も、学ぶ意欲や教育課程を履修できるかどうかについて、学力検査に加え、調査書の記載内容を丁寧に確認するとともに、面接において様々な観点から受験者の意欲を十分確認した上で総合的に判断し、適切に合格者を決定するよう指導してまいります。

次に、学校現場の体制の強化の点です。

高校には、特別な支援が必要な生徒、日本語指導が必要な外国人生徒、不登校の状況にある生徒など多様な生徒が学んでおり、こうした生徒を含めて、全ての生徒が安心して高校生活を送れるよう、スクールカウンセラー、ス

クールソーシャルワーカー、発達障がい支援員、外国人生徒の支援員などの専門人材を配置しています。

こうした支援の必要性は年々増えております。このため、今年度から、カウンセラーやソーシャルワーカーの配置時間を増やすなどいたしました。

また、特別な支援が必要な生徒には、特別支援学校のセンター機能の活用や、伊勢まなび高校において通級で指導の中で実施しているソーシャルスキルトレーニングを広げるなど、きめ細かな支援を今後も進めてまいります。

外国人生徒に対しては、授業支援や進路指導を丁寧に行うとともに、本年度は飯野高校で、社会生活に必要な日本語の力を身につけ、日本の社会制度・生活文化の理解も深められるよう日本語学習クラブを週に1回、放課後に開催し、40人以上が参加してくれています。

この動画やアーカイブを作成し、来年度以降、日本語指導が必要な生徒が在籍する高校で活用できるようにする予定です。

今後も、多様な生徒が安心して高校生活を送り、卒業を迎えられるよう必要な支援を学校に聞き取りながら、学習環境の整備に努めてまいります。

最後に、中途退学についてです。

県立高校の中途退学が最も多かった平成12年度は、前日制、定時制合わせて1300名を超える状況でした。

その後、中学生が興味・関心、適性に基づき、目的意識を持って進学できるよう高校の教育内容、特色を周知し、中学での進路指導の充実に取り組んできました。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充したり、入学後のガイダンス、それから個別面談を丁寧に行うなど、継続的に学習できるよう取り組んでおります。

令和2年度の中途退学者はこれまでで最も少なくなりましたが、それでも321名となっております。

こうした中、やむを得ず中途退学に至る場合には、学習の継続、学び直しの機会として転入学等の進路選択を支援したり、在学時からスクールソー



シャルワーカーを活用した関係機関につないだり、退学後の支援情報や相談窓口をまとめたリーフレットを配付などしています。

様々な理由で中途退学に至った場合でも社会的自立に向かってほしいと思いますが、進路が未定なまま退学する生徒へのその後の支援は十分ではない状況であります。

このため、松阪地区や南勢地区の生徒指導連絡協議会でも、福祉担当部局にも参加してもらい、支援情報が共有されたり、途切れのない中退者への支援も取組を始めたところで、これも全県に共有していきたいと思えます。

他県で状況調査はありますけれども、回答は1から2割と聞いております。

最後に、退学後に必要とされる支援に応えていくには、学校や教育委員会だけでは難しいところですが、どこにもつながっていない方に支援を届けていくため、福祉、医療、雇用、教育などで構成される三重県ひきこもり対策検討会議などの場で、高校を中途退学した生徒にどのような支援やフォローをしていけるのか、教育委員会としても積極的に意見交換や提案をしていきたいと考えています。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それでは、また教育警察常任委員会でしっかり議論します。

ダイバーシティ社会の推進ということで、2点お伺いいたします。

4月の性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例がスタートして、三重県パートナーシップ宣誓制度が始まりました。その知事の評価を伺います。

それから、地方自治体が先駆的にLGBT施策に取り組む一方で、国ではそのLGBT施策を進めるための基本法すらなく、後れを取っています。速やかな法整備が必要だと考えますが、知事のLGBT法整備に対する見解を伺います。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重県パートナーシップ宣誓制度でございますが、9月1日から制度を開始して、今日現在で12組の方々に宣誓していただいていると聞いております。

今後、この宣誓者が利用されるサービスが増えるように、非常に重要なことでございますので、市町や民間事業者の方々に継続して働きかけをさせていただきます。性の多様性についての理解が広がりますように、あるいは当事者の方々が安心して暮らせるように寄り添っていきたくと考えています。

いわゆるLGBT理解増進法案でありますけれども、これは超党派での検討が中央でも行われてきていると聞いていますので、今後も議論を重ねて、一定の結論を出していただくということを期待しているところでございます。

以上でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

ちょうどあと1分残っていますけれども、ちょっと中途半端な時間。おととい、市民の伊賀市の方から電話がかかってきて、知事に言うておいてくれって言われたのでお話ししますけど。

先ほど伊賀米のお話をされましたけれども、今年、本当に米価が暴落して大変なので、新型コロナウイルスもあって大変なんだということを伝えてほしいと言われましたので、そのことについて何か一言あれば。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御指摘ありがとうございます。

私の実家も自給農家でございますけれども、米を作っておるところでございます。米の暴落、大きな影響が出てくると思います。そういった方々に寄り添いながら、どういったことができるか、これからもしっかりと考えていきたいと考えております。

以上です。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ぜひ伊賀米の振興ということにも力を入れていっていた

だきたいと思います。

それでは、引き続いてこれからも一緒に知事とも頑張っていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。3番 中瀬信之議員。

〔3番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○3番（中瀬信之） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私は南部地域、度会郡選出、新生みえの中瀬信之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、知事当選おめでとうという言葉がまだ出ておりませんので、おめでとうございます。

それでは、早速になりますが、南部地域格差についてお伺いしたい、そのように思います。三重県の南部地域格差の現状と人口減少対策についてお伺いいたします。

初めに、南部地域はどこやということと言われるか分かりませんので、地図を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）ちょうど下のほうのグリーンとダイダイというんですか、そこプラス、真ん中の大台町を入れた地域を三重県の南部地域と今回言わせていただいております。

それから、先ほどありましたが、伊賀地域、中勢地域、北勢地域合わせた部分を、今回は北部地域ということ言わせていただきたいと思いますので、私たちが住む南部地域と北部地域、二つになるということをお願いしたいと思います。

南部地域は、今地図でありましたように、13の市町があります。伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町であります。

今回の質問は南北格差ですので、今申し上げたことをどのように取り組んでいくか、お聞きしたいと思っています。

一見知事のお生まれは三重県亀山市であります。高校卒業まで三重県で生活をされていたと伺っています。高校卒業と同時に三重県を離れ、東京を中心に生活されていたと思っております。

知事が三重県におられた約40年前の三重県というのは、どういう状況であったのかなということで、各市町の、私が実際に体験した内容を申し上げますと、まずは、その地域の状況は相当違っていると思っています。

各地にあります商店街などは、非常ににぎわいを持っていた。夏祭りや各地域の催物など多くあり、盆踊りや夜店など大勢の人が集まって、本当ににぎやかなところだったと認識しています。

今の南部地域の多くは、商店街はシャッター通りとなり、空き家が多く並んでいます。にぎやかな町並みはほとんど見られません。多くの地域では、夏祭りなど多くの催事がなくなりつつあります。これは新型コロナウイルスだけの影響ではなく、ここ数十年、こういう状況が続いています。

学校は統合され、子どもたちはスクールバスで通学し、元気に歩いて通学する姿が見られなくなった地域が増えています。各集落には、子どもが1人

もない、超高齢化を迎えた地区があります。

離島を有する地域では、日々生活を送るには心穏やかな日常を送ることができると感じていますが、日々の買物や健康管理など、不自由なことがたくさんあるように思われます。

一見知事におかれては、選挙戦を戦いながら、三重県は北から南まで、こんなに広いんかいなという思いが多分あったと思います。南部地域には、道に人が何も歩いておらんやないかというような光景も見ていただいたこともあるんじゃないかと思っています。

一見知事は、今まで三重県を離れて暮らしをされていたわけで、県外、それも中央から見る三重県の姿はどのように映っていたんでしょうか。お伺いします。

日本の東京圏への人口や経済の一極集中は何とかなきゃならない、地方創生だと誰もが言われていますが、一極集中は東京だけではなく、この三重県でも同じような状況が見受けられます。

戦略企画部が出す「統計でみる三重のすがた」（実物を示す）こういう資料がありますが、南部地域と北部地域の違いが、多くの場面で鮮明に出ています。

三重県北部には、四日市市のコンビナートや鈴鹿市、亀山市などの大きな工場など、2次産業が発展し、多くの人が働き、高い収入を得ている現状があります。南部地域では1次産業が主な産業ですが、そもそも南部地域には人口が少なく、多くの過疎地域があり、少子・高齢化が著しく進んでいます。

南部地域に求められることは、1次産業の新しい展開と観光産業など、第3次産業の普及が南部地域の人口増加につながると考えています。

南部地域にも人口増加が望める産業の分散化を進め、様々な格差を抑えることが重要であると考えています。南部地域に住んでいても稼げる、高収入が得られることが最も重要であります。

改めて、南部地域格差が大きいということが読み取れるのではないのでしょうか。私が地域の方から伺った地域の悩みや思いが、実際に格差につながっ

ていると思いますので、少し申し述べたいと思います。

これは、実話ということでお聞き願いたい。今は私、標準語でしゃべっておるところがありますが、この今から申し上げることは、ちょっと伊勢弁が入るか分かりませんが、御容赦を願いたいと思います。

多くの高齢者の方から、車に乗ることを、もうじいちゃん、やめなとか、危ないから、子どもとか孫によく言われておると。今事故したら大変やんかと。こんな状況の中で車に乗ったらあかんで。そうやけど、車に乗らんと、どこも行きへんねん、もう歩けへんで車に乗るといいう言い方をしますね、田舎では。そういう方の交通手段がないということです。

それから、買物に行きたいけど、スーパーが近いところはないわと。これ、先般、離島でお伺いしたんですが、買物に船で行くんですが、買物をして、年取って力がないので手で持てやんと。帰りは、宅配便に荷物をお願いして運んでもらうんやわとやうて、そんなことも言うていました。

それから、病院に行くに当たっては、近いところに病院がない。行けやんわと、何とかしようかいなという方が大勢見えます。

子どもが高校受験で受かって、いざ通うとなると、子どもは家から離れて、例えばアパートなんかに住まなあかん。もしくは親が子どもを送って学校まで行かなあかん、そんなことが言われています。

それと、学校を卒業したけど、就職先はないんやわ。これは以前からある市町の合併であったり、大きくは、JAなども大きく合併して、支店とかそういうのがなくなったということも一つかなと思いますし、企業の今まで手作業でやっていたことが、発展と共にロボット化とか、いろんなことで働く人数が減ったということも言えるのではないかなと思います。

南部地域では、このような多くの問題を抱えています。南部地域の現状は、特に人口減少という大きな問題があります。

ここでちょっとパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）三重県の人口推計を見ていただきたい。

前知事が就任した当時、これは2010年当時には、185万4000人の人口であ

りました、三重県は。それから10年後の2020年には177万1000人で、対比でいきますと95.5%であります。

三重県を二つに分けて、南部地域、北部地域を見てみますと、北部地域の減少率は97.3%、2.7ポイントです。南部地域の減少率は87.6%、ここには大きな開きがあります。

2040年の予測では、県の人口は150万7000人、北部地域の減少率は85.1%、これは大きな減少になっています。そして、北部の人口というのが128万5000人です。南部地域の減少率はずっと大きくなって64.5%、南部地域の人口は22万2000人と、さらに人口格差が生じています。

ちなみに、南部地域の面積は県全体の43%強です。大きな面積の中に少ない人数、これは優雅やないかという見方もあるか分かりませんが、実際は、人口減少は大きな人の生活ができない状況になってきているのではないかなと思っています。

南部地域活性化の取組など、多くの取組を今までされておって、職員の方、本当に一生懸命されておったと私は思っています。そういう中にあっても人口減少が止まらない、そういう状況があります。

2020年の人口減少率で、12.2ポイントの差がありました。もし何もしなければ、2040年には南北の人口格差は20.6ポイント、大きく離れてしまいます。人口減少率の大きな差が、南北地域格差の大きな要因ではないかと。過去10年間、2010年から2020年の人口減少率の差を検証する必要があると考えています。

人口減少を食い止めることは難しい状況であると思いますが、知事の思いにあるように、三重県を一層元気にし、皆さんの笑顔につなげたいと掲げるからには、県内どこに住んでいても日常の生活に支障がなく、楽しく暮らせることが望まれます。

南北地域の人口格差をいかに縮めるかが課題と思います。先ほどの表にあったように、知事の感じた南北地域格差の現状と人口対策について考えをお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私は40年前に高校卒業して、東京に行きましたが、先ほども伊賀の話で申し上げましたように、年に3回、4回は、三重県に帰ってきておりました。私の親族も三重県におります。私自身は北の出身の人間でありますけれども、兄弟は今、南で仕事をしていますし、親戚も南伊勢町におります。そういうことで、北と南関係なく三重県、これから発展していかないかんという強い思いを持っております。

また、東京から見た姿はどうやというお話もいただきました。三重県の姿は、三重県に住んでいる人がよく分かっていると思いますけれども、外から見たほうがよく分かると思います。私パリにいまして日本を見て、日本の実情というのは、客観的に見られたような気がします。

東京から三重県を見ますと、違う目でいろいろ見えると思っています。海や山が三重県ありまして、自然が非常に豊かなええところやなというのが、東京から見た感想であります。また食材もありますし、伊勢神宮といった観光名所もあって、すごくいいところじゃないかなと思うんですけど、他方、アピール力がやはり足りんなという気もしております。

三重県のええところをもっと言っていけないかんと思っています。人口の減少は、これ、もう全県的に取り組んでいかなきゃいかんものであります。

三重県、一極集中ということというよりは、ほかの県と比べまして分散型の県土であると思っています、土地がですね。それぞれの中核都市が各地域にあります。

ただ、そこにやはり人口が集積しておりますので、これをどういうふうに考えていくかというのも大きな課題やと思います。

議員から御指摘頂戴しました、車がないともう生活できへんねやと、これ、実は北も同じでございまして、我が集落でも、80を超えても、90を超えても、免許を返納したくてもできやん、こういうふうになっておるところでございまして。これをどういうふうに考えていくのか、県の交通政策もしっかりとこ



れから考えていかないかんと思います。

選挙期間中に、県内の各地を、私、回ってまいりました。北から南まで、それから東から西まで、それぞれの地域ごとに特色があるなど感じたところでもあります。

北中部の地域、議員御指摘の北部の地域でございますが、製造業が盛んであります。南部地域では林業や水産業が盛んでありまして、全県的には、農業や観光業が重要な産業やなど感じたところでもあります。

また、南のほうを訪問いたしますと、多くの皆さんから温かい対応をいただいたということも記憶に残っております。

そうした中で、それぞれの地域が、その実情に応じて地域資源を磨き上げて発信して、地域の活性化につなげていくのが大事なところだと思います。

北であれば、自動車なんかの産業を中心としますものづくり産業集積をさらに進めていく、南であれば、豊かな自然を生かした林業やとか水産業、それぞれの地域の特色を強みと捉えて、地域の発展につなげていくことによって雇用を確保して、人口減少を緩やかなものにしてかないかん。決して後ろ向きに考えるのではなくて、前を向いて考えていくというのが重要だと思います。

私はそういう意味でいうと、南部地域には大きく発展するポテンシャルがあると考えています。ただ、これを生かしていくためには課題も多いです。交通網も整備せないけません。それから、第1次産業の担い手の確保もやっていかなあきません。観光面では、これから恐らくアジアの富裕層を対象とした拠点型観光というのが重要になってくると思います。そのための宿泊施設などの誘致も進めないけませんし、イチゴ狩りなんかの農業体験といったようなグリーンツーリズムも必要です。また、城跡などを活用した歴史観光という新たな観光も必要やと思っています。

こういった取組を進めていくことによりまして、地域おこし協力隊を活用する市町との連携も必要でありますけど、南部地域への移住の促進や関係人

口や交流人口の拡大というものにつなげていきたいと考えておる次第でございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

知事、年に数回帰ってきておるということもあって、三重県のことは何も見ておらんわけやないよということはあると思うんですが、これから三重県に住まわれるわけですから、本当に隅々というのかな、いろんなところまで行って、本当の実態を見ていただきたいなと思っています。

続いて、南部地域の発展に大きな役割を担うであろうと私は思っています、農林水産業と観光産業の振興政策ということでお伺いいたします。

私たちの生活の基礎をなす衣食住を担う農林水産業の強化は、地域を問わず、今の日本の発展を進める上で最も重要な政策と思われまます。

その中でも、大きな産業を持たない南部地域では、農林水産業従事者の高齢化が急速に進み、後継者不在のため、年老いても農林水産業の作業などに従事している状況であり、体が動かなくなればそこで廃業となる、何とも寂しい状況であります。

南部地域は働くところが少なく、多くの若い世代は地域を離れて、県外や県北部地域に出ているのが現状であります。

持続可能な農林水産業を目指すならば、国の政策は規模の拡大や集約などと言っていますが、大規模な担い手、集約だけではなく、もうかる小規模な農林水産業を目指すことも、この地域では必要と考えております。

三重県南部地域には、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園を有し、神宮や熊野古道と観光客を誘客するには十分な環境があると思っています。

今年5月に、太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルートが認定を受け、三重の観光地がさらにグレードアップし、自然環境を積極的に取り入れた滞在型の観光誘致を進めれば、南部地域の発展に大きく寄与するものと考えています。

新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた観光産業を回復され

ると知事は言われていますが、将来に向け持続するためには積極的な行動が試されます。農林水産業と観光産業のマッチングが、南部地域の発展に大きく関わると考えています。知事のお考えをお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

農林水産業に関しましては、南部地域だけではなく、三重県全体で非常に主要な産業でございます。美し国三重の土台となる重要な、貴重な産業だと思っております。

他方、議員からも御指摘頂戴しましたけど、高齢化の進展や担い手不足などの課題も多いと考えております。三重県の農業関係団体の皆さんと意見交換もさせていただきました。関係者の皆さんの声を直接お伺いしまして、農林水産業を取り巻く状況の厳しさを実感したところでございます。

従来から、政府におきましても、農林水産業に関する政策は、産業政策と、それから地域政策、この両面を有するものやと言われております。産業として農林水産業の収益力や競争力を高めるとともに、地域を活性化していくということが重要だと考えてございます。大規模経営のみならず、小規模な家族経営にも目を向けて施策の展開を丁寧にしていくことが重要でございます。

県の南部には、多くの魅力があふれる農林水産物がございます。例えば年間を通して収穫できるかんきつ類もございまして、全国1位の生産量を誇りますアオサノリや、あるいはイセエビもございまして、全国的に有名な尾鷲ヒノキもございまして。

こうした県産品、これ、地産地消も重要なんですけど、三重県を訪れる旅行者の方に、まさに美し国である三重県を実感していただくための食を提供していくというようなことですね。また、飲食事業を手がける交通事業者の方々に、そういった売り込みを私もしていきたいと思っております。

様々なチャンネルを活用しまして、県内外への販路の拡大、これにしっかりと市町や農林水産事業者の方々、関係団体の方々と連携をして取り組んで

まいりたいと考えています。

そのときには、スマート農林水産技術の活用によります省力化、生産性の革命ですね、こういったものも留意をしていかないかんと考えているところでございます。

観光に関しましてでございます。

最近では、観光の質自体が変化をしております、旅行者のニーズが、これまでの爆買いのような消費からコト消費に変わってきております。地域の特色ある食や歴史、文化、自然などの観光資源を生かした観光の推進が重要になっているゆえんであります。

私は国土交通省時代に観光政策にも携わっておりましたが、大事な、観光にとって大きな要素として三つあると考えています。一つは宿泊でございます。もう一つは食べる物、食、もう一つは、体験観光などを含みます観光コンテンツですね、日中に訪れるところ、夜でもいいんですが、訪れるもの、この三つが重要な要素だと考えております。

こうした観光のメニューを磨き上げて、さらに連携させることでグランピング施設や複合型ホテルを核として、魅力的な周遊ルートを作成しまして、国内外の富裕層などをターゲットとした拠点型滞在観光を積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

南部地域にも志摩市などのグランピング施設もありますし、それから、VISIONなどの複合施設もあります。熊野灘でのダイビングやSUP、シーカヤックなど豊かな海、これを生かした体験が楽しめると思っております。さらには、先ほど申し上げました伊勢神宮や熊野古道もでございます。

人々を魅了する歴史や文化などの多くのすばらしい観光コンテンツがあります。こういったものを生かしていくことが、何よりも、何よりも重要でございます。

農林水産業も、観光サービス産業も、それぞれしっかりと一つ一つ取り組んでいくことで、南部地域ならではの魅力を掘り起こしていったって、さらに大事なのは、それを三重県の外にアピールをしていくということやと思います。

それによって雇用も生まれます。

そういった好循環をつくっていくことが重要でありまして、三重県の南部地域も北部地域も、歴史や風土やその産業を生かして、さらに発展していくように考えていきたいと考えているところでございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

私、南部地域、南部地域って言いますが、北部も中部も伊賀地域も、三重県が全部よくなるとあかんという思いで、特に南部地域の人口減少が進んでおるので、そういう意味で言うています。

そういう中で、一つ私がいろんなところを回っておって聞いた中で、おじいちゃんやったかおばあちゃんやったか忘れましたが、話をしておって、どう、最近の暮らしと言ったら、住んでおってつらいわと言われる方がいるんですよ。

知事、代表質問でも、住んでおってよかったと言える三重県をつくりたいと言われてますので、つらいわというのは、あまりにも本当につらいわと思いますので、そういうことが出ないような地域づくりというのをつくっていただきたいなという思いがあります。

何といっても人口が減ることが、全ての凶になるという思いがあります。数字として、この減少率が少しでも止まるような県政策をお願い申し上げまして、南北地域格差についての質問を終わります。

続いて、危機管理体制の強化ということについてお伺いいたします。

常設の危機管理センター、防災センターの必要性についてということです。このことにつきましては、昨年も伺ったところではありますが、10年目を迎えた知事と新しく就任された知事では、根本的な考え方も違うという思いがありまして、改めて今回、質問させていただくことにしました。

私が思う知事、首長に求められること、県民の命・生活・財産を守ること、それは365日24時間、昼夜を問わず、県民のために働き続けることではないかなと私は思っています。

知事御本人も、県民の命と生活を守り抜くことが県政の最重要事項と言われております。今回伺う危機管理の在り方については、南海トラフの大地震の発生や地球温暖化による気候変動が大きな要因と言われる巨大台風や豪雨など、気象災害への対応です。

知事は、海上保安庁時代に、尖閣諸島での対応や平成28年の熊本地震の危機管理を実践したと言われております。国防も災害も、人の命を守るということについては同じであるというふうに思いがあります。

私も、熊本地震の後になります、熊本県を訪れ、危機管理センターで視察研修で、特に大災害のときにおける常設の危機管理センター、防災センターの必要性を実感いたしました。

担当者からは、常設の危機管理センターがなければ、速やかな対応ができなかったと言われております。このことは切実に言われておりました。

知事の所信にありますように、今後30年の間に南海トラフ地震、マグニチュード8から9の地震が、もう7割、8割の確率で起こる、知事就任の間に、本当に明日にでも起こる可能性があるか分かりません。

そういうときに、三重県では最大で5万3000人の方が亡くなる、そして家屋が失われる件数が24万8000棟と予測されています。

特に、これは南部地域の被害想定になるんですが、津波の到達時間と津波の高さというものが出ておりますので、一つ言わせていただきます。

一番早く到達するのが尾鷲市、熊野市で、地震発生から4分で17メートルの津波が来る。紀宝町は5分、11メートルの津波。志摩市では6分、26メートルの津波が来る。紀北町では8分、19メートルの津波。南伊勢町では8分、22メートルの津波。大紀町では8分、16メートルの津波。一番津波の高い鳥羽市は11分で、27メートルの津波が来るだろう。伊勢市では36分、9メートルの津波が到達し、津市では66分、7メートルの津波。北端の木曾岬町では89分、5メートルの津波と予測がされています。三重県全体を約1時間30分で津波が襲ってくるというようなことです。

災害時に一番重要なことは、人の命をいかに救うか、そのために1分1秒

でも早く災害対策本部を立ち上げ、指示を出す体制が必要になります。そのために各県では、常設の危機管理センターの必要性が認められ、準備が着々と進んでいます。常設の危機管理センターが整備されていない県は、ごくごく少ない状況であります。その中に三重県が入っています。

当県における現状は、災害対策は本庁舎5階の災害対策室で対応していますが、最大限注意をしなければならない南海トラフ地震のときには、県講堂を災害対策室として設営するとなっています。

私、今日朝来て、講堂、どないなっておるのかいと思って、守衛に頼んでドアを開けていただいたら、びっくりです。中には新型コロナウイルス感染症対策本部ということで人が満杯、そういう中で、もし今日災害が起きたら何とするのかなという思いがあって、知事も御存じやと思いますが、そういう状況ですので、そのことも含めると、常設の災害センターというのが、いつでも整備されている状況が要るのではないかなという思いが改めて強く感じたところであります。

知事は、所信表明でも危機管理体制の一層の充実をされています。知事の常設危機管理センター、防災センターの必要性について、まず1点目は考えをお伺いします。

それから、二つ目です。

知事の大規模災害時の行動及び所在ということで、舟橋議員代表質問の答弁で知事は、災害発生時の初動対応が一番必要と言われています。危機管理で最も重要なことは、最悪のケースを考えて行動することとも言われています。

私が先ほど申し上げたように、例えば深夜、南海トラフ地震が発生した場合などなど様々なトラブルが発生し、自家用車では現場に向かえないというようなこともあるかも分かりません。

そういう中で、知事がどういう行動をされるのか。具体的に申し上げますと、大規模災害時に、設営する県講堂への防災センターにどのように到達するのかなという思いがあります。

災害はいつ発生するか分かりません。責任者はいち早く危機管理センターに到達する必要があると考えています。知事は就任され、まだ日もたっていません。現状は亀山市から出勤されていると伺っていますが、大災害発生を想定した知事の行動と、いない場合の副知事、危機管理統括監の行動について、併せてお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私、国土交通省の経験で申し上げますと、東京の首相官邸には、総理大臣などの閣僚が詰めるシチュエーションルームがございます。国土交通省にも災害対策室というのがありまして、また、海上保安庁ではオペレーションルームというのがありまして、一朝事あると、そこに各幹部が集合すると、こういうことになっています。

多くのテレビ画面がありまして、情報をいち早く把握できる、ヘリからの映像もありますし、海上保安庁でいうと、巡視船から送られる映像もあります。

そういうふうになっているので、三重県も災害が多い県でございますので、しっかりとやっていけるのかなということで、知事に就任いたしました。現状の確認を今しておるところでございますが、改善していかないかかなというところでございます。

災害発生時には、いかに迅速に初動対応ができるか、その後の被害の拡大を左右するというほど大事なことでございます。

災害対策本部はもう速やかに立ち上げるというか、もう自動的に立ち上げるようにしていかなあかんのですが、そういうような形にはなっていますが、対応を行うための常設の場所、この必要性も言うまでもないことやと考えておるところでございます。

しかしながら、施設の整備、多額の費用を要するというところでございますし、広い場所も当然必要でございます。執務室、全ての部屋はまだ見れていないんですが、やがて見たいと思っておるところでございますけれども、講



堂も行きました。職員、よく頑張ってくれています。新型コロナウイルス感染症対応です。非常に厳しい中で、仕事も厳しくて、職場環境も厳しい中で仕事をしてくれています。

なかなか広い場所がないものでございますから、どういうところで対応できる場所、災害対応できる場所をつくっていくのかというのは、知恵を絞っていかなきゃいかんと思っています。

今の段階で言うと、県全体の施設整備の中で検討していかざるを得ないと考えておるところでございます。

そういった中で、可能な限り迅速かつ的確な災害対応ができるように取り組んでいくと、今与えられた設備の中で考えていくということかと考えてございます。

本県では、県庁5階の防災対策部の中で、災害対策本部の専用スペースとしての災害対策室を設けておりますけれども、これは決して十分な面積があるわけではありません。

震度5強以上の地震が起きたり、あるいは大津波警報、先ほど議員御指摘いただきましたが、津波が出るというような形になりましたら、災害対策本部の規模を拡大せなあかんですけれど、今対応できる場所としては、講堂棟の会議室か、あるいは説明を受けるミーティング・ルームですね、私どもの知事室の近くにあるところがございますけど、そこを活用するしかないと思っています。

少し時間がかかりますけれども、今新型コロナウイルス感染症対策の諸君が頑張っております県庁の講堂も、場合によると大災害が起きれば、オペレーションルームとして使わせていただくというようなこと、あるいは県が所有している施設ですね、それについて広い場所がもしあるのなら、それをしっかりと探して使っていくしかないというのが現状でございます。

いずれにしましても、災害で県民の命が失われないように、私どもの対応が不十分だということになってはいけませんので、今ある現状の仕組みの中で何ができるかということをしかりと御議論もさせていただきたい、御協

力もいただければありがたいと考えておるところでございます。

また、私の住居についてのお話もいただきました。やはり指揮官は、災害が起これば、あるいは一朝事あれば、すぐにその姿を見せて陣頭指揮を行うということが必要だと思っているところでもあります。

できる限り早くに、この県庁周辺に転居したいというふうにも考えておられて、今官舎でありますとか民間マンションなども含めまして、居住場所を検討しているところでございます。

なかなか知事が住むというと、はいと言ってくれるところも少ないところもあつたりなんかしておりますので、そうは言いながらも、今しっかりと探しているところでございます。

その時期に、仮に災害が起こるといふことでございましたら、これは起こった場合というのはちゃんと考えておかなあかんのですが、県庁周辺のホテルに泊まって、すぐに対応できるようにしたいと思っております。

また、防災関係の職員は県庁周辺に住まいをしてくれておりますので、彼らにまず出てもらふということも大事だと思いますが、私も一刻も早く駆けつけたいと考えておるところでございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

人命に関わる大きな問題と思っておりますので、今は現状を整備しながらいろいろ検討されていくということもあろうかと思いますが、防災センターの常設設置に向けたいろんな検討も併せて進めていただければという思いがあります。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、あと2点ありますが、3点目の三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止を受けて、次年度以降の取組についてということでお伺ひしたい。

代表質問でも、来年度の栃木国体では天皇杯10位以内を目指し頑張るんだということで、選手強化費も出るんだなという受け止めをさせていただきました。また、翌年だけではなく、翌々年も継続されることを要望したいと

思っています。

私からは、今まで国体開催に向けて積み上げてきたレガシーをどのように地域スポーツの振興につなげていくんだということを質問させていただきたいと思います。

さきの東京2020オリンピック・パラリンピックでは、県内から多くの選手が様々な競技に参加されて、すばらしい活躍をされました。レスリング女子の向田選手、フェンシングの山田選手が金メダルを獲得したということは、県民に大きな感動を与えたと思います。

今は当たり前前に思える三重県選手のオリンピックやパラリンピック、そして世界選手権での活躍は、これは昭和50年の三重国体と言われるものが開催された最大のレガシーかなという思いがあります。

そのようなことを踏まえ、これから三重県のスポーツ振興をどのように進めていくのか、どのようなレガシーをつくっていくのかについてお考えをお伺いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○**地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫）** 本県の三重とこわか国体・三重とこわか大会を通じたレガシーを活用して、地域スポーツの振興にどのように取り組むのかという御質問に対する答弁でございます。

本県では、約10年間にわたる両大会開催準備の中で、スポーツの分野におきまして、ハード、ソフト両面で様々な財産が生まれてきたと思っています。

例えば本県でいきますと、第1種公認の陸上競技場など、大規模なスポーツ施設が整備されました。

また、先ほど議員からも御紹介ありましたように、オリンピック級の選手が、この何年かの中で数多く生まれていただくことができました。

また、さらに大会を支えるボランティアなど数多くの人材の方々が、役員、あるいはボランティアとしてその資質を培ってきてくれました。

また、これらに加えて、多くの県民の皆さんに両大会の開催を待ち望んでいただくなど、スポーツへの関心の高まりが機運醸成にも寄与してきた

と思います。

これらはまさに、間違いなく地域の皆さんと共につくり上げてきたレガシーであると認識しています。

本県としては、このようにせっかく得られた貴重なレガシーでありますから、今後のスポーツ振興に生かしていくことが有益であり、また、それが地域づくりにも貢献し得るものと考えています。

例えば会場施設を活用して競技大会を開催することで、トップレベルのプレーを間近に見ることができ、県民の皆さんが見ることによりスポーツへの興味、関心を持つことにつながります。

また、スポーツを盛り上げる機運が高まれば、スポーツをする人も増え、地域スポーツの裾野の拡大やスポーツをすることによる県民の皆さんの健康増進などにもつながります。

さらに、ボランティアなどの人材が大会運営に携わることで、同じ思いの仲間ができ、交流が生まれ、支えることによる人と人とのつながりが、地域の皆さんの一体感となっていきます。

これらは、まさに私たちが県民の皆さんと共に目指そうとした地域スポーツ活動の推進や大規模大会のレガシーを活用したまちづくりの推進に資するものであり、県としても、こうした各地の取組を後押ししてまいりたいと考えています。

現在、当局では、全ての市町を訪問し、今後のスポーツ振興などについて様々な御意見をお伺いしているところです。

地域の皆さんが培ったレガシーを生かして、市町としてそれぞれ地域スポーツ振興にどう取組を進めていこうとされているのか、また競技団体とどのような連携をお考えなのか、御意向や御要望をしっかりと聞き、県としてどのような取組をしていくのか検討していきたいと考えております。

そして、市町競技団体などと一緒に、本県の地域スポーツの推進やスポーツを通じた地域づくりに取り組んでまいりたいと思っています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ありがとうございます。

国体が終われば全て終わりじゃなくって、積み重ねたいろんな施設や人というものがあると思っています。それが将来に続けていける地域スポーツ、よく言われる総合型地域スポーツクラブというようなこともあります。そういうことにどんどん発展していけばいいのではないかなという思いが強くなります。どうぞよろしくお願ひしたい。

それから、これから先に、開催されなかったが、2021年の国体のレガシーがこんなもんがあったねということが言われるようなことをぜひともお願ひしたいと思います。

それから、これは要望です、知事への。

国体・全国障害者スポーツ大会局というのが、この大会がなかったということで役割を終了すると思います。新たなスポーツ振興を盛り上げていくために、どういう形になるのか分かりませんが、専門的なスポーツを取り扱うところが必要かなという思いがありますので、ぜひともそういう部署というんですか、ところをつくっていただければという思いがあります。どうぞよろしくお願ひをします。

それでは、最後の質問になります。

県産木材の利用促進ということでお伺ひします。公共事業、その中でも土木公共事業における県産木材の利用拡大についてお伺ひしたいと思います。

県産木材の利用促進については、議提条例三重の木づかい条例が本年の4月1日に施行されました。委員会は、1年1か月の長期にわたり議論を重ねてまいりました。私もその一員に加わった経験を生かして、今回、県産木材の一層の利用拡大を進めたいとの思いから、質問させていただくわけでありす。

条例の施行に伴い、県産木材の利用促進について意識が高まる要因になると思ひますが、目に見えて木材利用の実績が積み上がらないと、将来に向けて何も発展がないんじゃないかなという思いがあります。

写真を見ていただきたいと思ひます。（パネルを示す）これ、伊勢市の外

宮前になります。今、電柱を地下に埋設する無電柱化工事が行われていますが、工事案内として、上のほうは何かごちゃごちゃしていますが、鉄パイプを組んで、今こんな工事をしておるよということで案内されているところです。

その対面というのか、反対側に、木で造った、こういう案内版が今できておるの。このところに、県産材を使用していますなんていうて書いてあります。

そういうことを少しでも進めることによって、いろんな県民の皆さん方に木材利用を、県も積極的に行っているんやなということが示せる一つかなと思っています。

三重県南部地域には、全国でも有数の観光地ということもあります。いろんな県、今はほとんどないですが、外国からも観光客がたくさん訪れ、すばらしい景色があります。

そういう中で、公共工事が行われているときに、本当にそぐわない、景観を損なうような工事であれば、その地域、日本の観光地というものの評価が上がるとは思えない。そういう中で、少しでも評価を上げていくことが、この今回の取組がうまく成功すればできるのではないかなと思います。

先般、いろいろ問題になっています地域ブランド調査2021の全国魅力度ランキングでも、三重県は、23位ですか、いつでも中ほど、そういうところもいろんな面で上位ランキングされるような一つの目標を持って、公共工事も進んでいければなという思いがあります。

7月21日に開催された紀伊半島三県議会交流会議というものに出席してきました。三重県と和歌山県、奈良県での開催です。今回は三重県で開催をされました。

そのような中の議題の一つであります、公共事業における木材の活用についてという取りまとめがされました。紀伊半島3県の観光に資する道路の景観向上と県産材産業振興の観点から、木製ガードレールの採用などについて、施工事例や課題などを情報共有していくとあります。

今まで利用してきた資材などを県産材木材に変更していくことは、耐久性の問題や価格の問題など、解決しなければならないことが多くあると考えていますが、県の役割は大変だと思っていますが、その役割は大きいと思っています。

三重の木づかい条例より、木材の県の率先利用の中に、県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めることにより、原則として県産材を使用し、木造化、木質化を行うものとする。県は、その整備する公共土木施設その他工作物等及び調達する物品において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならないとあります。

県の取り組むべき方向とか公共事業における考え方をお聞きしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 公共土木施設の工事における県産木材の利用についてお答えさせていただきます。

頻発化・激甚化する災害に対応するためには、生態系が持つ機能を活用した防災・減災対策、いわゆるグリーンインフラに取り組むことが必要であると考えております。

中でも、洪水や土砂災害を防ぐためには、高齢化し、荒廃が進む森林が持つ機能というものを取り戻していくことが必要であると考えてございます。

このため、安全・安心な県土づくりを担う県土整備部といたしましても、今後は公共土木工事において県産木材を積極的に利用することで、健全な森林の育成に貢献していかなければならないと考えてございます。

一方、他の県では、和歌山県をはじめ、既に多くの県で公共土木工事における県産木材の利用が進められております。先ほど議員から御紹介ございましたガードレールにしても、和歌山県では積極的に取り組んでおるところでございます。

三重県は、この分野で後れを取っているというのが現状でございます。今年4月に施行された三重の木づかい条例、この中で、公共建築物だけではなく

くて、公共土木施設もしっかりと位置づけていただきました。ありがとうございます。これを起爆剤として、今後は積極的かつ計画的な利用を推進してまいります。

具体的には、より実効性のある取組とするために、今後5年間における利用計画を今年を目途に策定し、県産木材の使用を原則とする土木工事の種類を定め、工事発注の条件とする予定でございます。

その際、県産木材を利用することによるコストの反映、あるいは現場で利用しやすくするためのマニュアル整備等について事前にしっかりと準備してまいります。

また、5年で終わることなく、継続的にさらなる進化を遂げていくことが大切であると考えてございます。

策定する計画には、この5年間の取組をしっかりと検証し、その上で、次期計画を策定することを明確に位置づけたいと考えております。

いずれにしても、県土整備部といたしましては、この5年間で他県に追いつき、そして追い越すという意気込みの下で、そして、次の5年間ではトップランナーになるということを目指して、県産木材の利用を推進してまいります。

また、県の事業だけではなく、国、そして市町の事業もございまして、しっかりと連携して進めてまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 答弁をいただきました。

今、三重県は後れておるのやということを部長が言われました。私、後れておるのか進んでおるのかよく分からなかったんですが、事業を進めながら、やはりトップを目指して頑張っていくということは非常に大事なと思っています。

とりわけ重要なことは、5年間の目標設定をするということがやはり一番だと思っています。目標がないということであれば、何も進まないというのが現状かなと思っています。



目標を設定するという事は、大きな多分プレッシャーとか、そういうことが発生すると思いますが、ぜひとも達成できるようにしていただきたいと思っています。

先ほど、（パネルを示す）この表にちょっと示したように、やはり景観的なことを考えると、やはりこういうことが少しでも進んでいくということが最も重要なことかなという思いがあります。

目に見えて進まないことは、ああ、何をやっておるんやという思いがあるのかなということを常に感じておりますので、目に見えるところで、ああ、あそこもやっておんねやな、ここもやっておんのやなということが分かるような展開をお願いしたいなと思っています。

木材利用の範囲は広くて、川上の政策から川下の政策までたくさんあります。輸入木材に頼らない国産の木材利用ができれば、私は林業全体の大きな前進になると思っています。

今回は対策を限定し、取組を伺いましたが、たとえ小さなことでも物事を決めていく実行力というものが大切です。相当の覚悟が必要と考えています。多くのやりたくない人、できないことをあれやこれや、これでもかと並べて前に進まないということがたくさんありますが、そのようなことがないように、少しでも前に進んでいくことを期待し、また切望し、一般質問を終了したいと思います。（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

開

議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。31番 小林正人議員。

〔31番 小林正人議員登壇・拍手〕

○31番（小林正人） 改めまして、皆さん、こんにちは。自由民主党、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

私からも改めまして、一見知事、御就任おめでとうございます。

それでは、通告に基づきまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、一つ目の危機管理についてであります。この質問につきましては、今日の午前中、中瀬議員が、また、代表質問でもそれぞれの代表者の方々が質問されましたので、どうしようかなという思いにはなったんですけども、ひょっとしたら今日のこのお昼からテレビをつけられた方もいらっしゃるかも分かりませんので、改めて知事に危機管理についてお伺いさせていただきたいと思います。

東日本大震災後、危機管理ということに関しては、国の災害対策基本法の改正をはじめ、各自治体、企業等においても、いろいろな制度構築等、取り組まれてきました。本県においても、危機管理統括監を筆頭に様々な災害、有事に備えて、リスク管理や危機管理に取り組んでいただいております。

ここで、改めてですが、危機管理とは、狭義には直面する危機に対応し、危機の拡大を防ぎ、危機を乗り越えること、広義では、危機の発生を予防し、危機の発生に対するための準備をし、危機発生時には危機の拡大を防ぎ、応急対応して事態を収束させ、日常に戻すための復旧復興を行うこととあります。

この危機の概念においても、災害対策基本法が設定しているのはいわゆる災害だけではなく、昨今ではまさに新型コロナウイルスのような感染症、テロや戦乱、地域紛争なども含みます。

今現状、本県においても、これらの危機に備えて、あるいは対応するため

に、さきにも述べましたが、地域防災計画や国民保護計画、感染症対策等、その取組に尽力いただいておりますが、改めて、現状新型コロナウイルス感染症対策、アフターコロナの取組、また、いつ起こってもおかしくない南海トラフ巨大地震、自然災害等に対する危機管理の在り方、思いを、新知事にお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私は、海上保安庁をはじめとしますこれまでの国での勤務の経験の中で、台風、あるいは東日本大震災や熊本地震などの自然災害、鉄道局では福知山線脱線事故の対応もいたしました。関西国際空港連絡橋タンカー衝突事故、これは海上保安庁が対応しましたし、航空局でハイジャックも経験いたしました。人命に関わる様々な災害や事故への対応の経験を有しておるつもりでございます。

そうした中で、私、危機管理において重要と考えるものが四つございます。当然、人命救助というのが何よりも優先するという事は言うまでもありません。

一つ目は、大事なものの一つ目、想像力であります。これから何が起こるのかと考えて動く、先手先手で対応を打っていく、そのためには想像力が一番大事です。そのために経験も必要かもしれません。

2番目は、積極的な情報収集把握ということであります。危機が発生したときには、現場に直ちにリエゾンを派遣する必要があるがございます。大事なのは、リエゾンの人の資質と、それから、どのぐらいの、ある意味、階級の人なのかということです。それによって、収集できる情報が違うからということです。また、現場で市町や関係機関と共に対処することが重要であることは、言うまでもありません。

3番目は、その上で現場に任せられるものは現場に任せて、司令部はサポートに努めるということであります。このサポートの中には、プッシュ型の支援も当然含まれます。

最後、4番目でありますけど、指揮官は現場に迷惑をかけない段階で、可能な限り早く現場を見に行くということです。やはり、現場を見ないと分からないことは山ほどあります。しかしながら、危機が起こったそのタイミングで指揮官が行ってしまうと、現場は混乱の極みであります。それを避けるために、現場に迷惑をかけないタイミングでなるべく早く指揮官は現場へ行く、この四つが私は危機管理で重要なものかと考えております。

その上で、新型コロナウイルス感染症でございます。これも、危機管理の対応の一つでございます。

医療が逼迫いたしました第5波については、収束しつつあるものと考えていますが、第6波は必ず来るだろうと考えてございます。医療提供体制の整備、それから検査を充実すること、ワクチン接種を進めること、事業者の方々の支援もすること、県民の皆さんの命、また、経済を守るための対策をしっかりとやっていかなきゃいけません。特に医療提供体制ですとか、検査、ワクチン接種に関しましては、第5波が収まっている今の時期にこそ改めて構築をする必要があると考えております。

また、波と波の間では、観光業だとか、飲食業だとか、農水産業だとか、交通産業だとかそういった方々、今、非常に苦しんでおられます。そういった方々の消費喚起策、例えば、みえ得トラベルクーポンの発行をこの間、発表いたしましたけれども、そういったことをやって、長引く新型コロナウイルス感染症による影響を受けておられる方々の経済活動の回復に向けた対策を考えていく必要があると思っています。

さらに、南海トラフ地震につきましては、県内で最大約5万3000人の死者が出ると想定がされております。この被害をなるべく小さくするというためには、命の道でありますとか、あるいは海岸堤防の整備などのハードの整備も必要ですし、県民の皆さんの適切な避難行動を促進するための啓発などといったソフト、ハードとソフト両面の対策を進めていく必要がございます。

今後も人命を守る社会資本整備を行うとともに、国や市町、関係機関と連携して、災害対策にしっかりと取り組んでいくということでございます。

私の拙い経験ではありますけれども、これを生かして、県の危機管理対応体制のチェックもしっかりと実施したいと思っております。

いずれにしても、県民の皆さんの安全・安心をしっかりと守っていきたくて考えておるところでございます。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 知事、ありがとうございました。

危機管理の考え方として四つの取組と、それから、それぞれの今後の対策をお答えいただきました。

危機管理は、知事も御承知のように、予防、そして対応対処、そして復興の三つで構成をされておると思うんですけれども、一番大切なのはまさに予防でありまして、ここでしっかりとした取組ができれば、必然的に危機を回避できるかな、そのように思いますので、今後の知事の官僚時代の御経験と指導力に期待させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問に入らせていただきます。

eスポーツと障がい者についてであります。

はじめに、eスポーツについて、少しその概要と昨今の状況を説明させていただきます。

eスポーツとはエレクトロニック・スポーツの略で、主にパソコンのオンラインゲーム、アーケードゲーム、家庭用ゲーム機やスマートフォンなどで、コンピューターゲームの技術や能力の優劣を互いに競い合うスポーツです。

一般的なスポーツとは異なり、コントローラーやキーボードなどを使用することから、障がいの有無を問わず誰もが参加できる競技として、昨今、話題を集めており、将来においては、オリンピック・パラリンピックの正式競技として認められることが期待されております。

その価値におきましても、日本のeスポーツ市場規模は2018年に約48億円、2019年には前年比12.7%増の約61億円、2023年には約153億円規模に達するとも言われております。

また、そのファン、いわゆる会場で試合を観戦したりインターネットでの

動画配信を視聴したりする方の数ですが、2019年で約483万人、2023年では1200万人を超えると言われており、今後、ますます注目を浴びるスポーツであると言われております。

さらに、世界的な規模では2019年では9.57億ドル、日本円にしておよそ1000億円、2023年には約16億ドル、日本円にすると約1600億円に達するとも言われております。

このように、今後、非常に注目されているeスポーツですが、昨今は障がい者との関わり、雇用促進や生きがいを目的に多くの大会が開催されるようになりました。

確かに、障がいのある方にとってのeスポーツの価値ということを考えてみますと、ゲームには個人対個人、チーム対抗戦もあり、そこで得られる知識・スキル・コミュニケーションを通じ、その活用力、応用力が大きな広がりを見せ、障がい者と健常者を結びつける、いわゆる共生社会の実現にもつながります。

また、eスポーツの大会も昨今では大小数多く開催されており、大手企業も数多く協賛しております。障がいのある方がeスポーツに参加することで、ITへの親和性などを実践で見せる機会もできますし、採用を考える企業においても、新たな判断材料を見つける、障がい者の新たな才能を発見できるいい機会にもつながります。

このようなことから、今後、eスポーツと障がい者との関わりは新たな共生社会の実現、生きがいの上では障がいのある方と健常者が対等の立場で競い合うことができるという、ある意味、価値を見いだすと考えます。

県におけるeスポーツの考え方、eスポーツと障がいのある方との関係性についてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） eスポーツと障がい者との関係性について、考え方をお答えします。

県では、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県民の皆さんに障がいに対する理解を深めてもらうため、障がい者のスポーツであるとか芸術文化活動など、様々な取組を支援してきたところです。

議員御指摘のように、eスポーツは、近年、参加者や視聴者の世界的な広がりにより注目が集まり、経済や地域活性化など様々な分野において活用の可能性を有しています。

障がい者にとっても、eスポーツは体を使うスポーツに比べてハードが少なく、また、オンラインでも参加しやすいことから、社会参加の機会として活用されるようになりつつあります。

県内の福祉事業所の中には、障がい者の交流機会の創出を目的に、eスポーツ大会への参加に向けて取り組んでいるところもございます。さらに、eスポーツには、障がい者のリハビリであるとか生活の質の向上、ひいては就労機会の拡大につながると期待を寄せているところでございます。

これらの状況を踏まえて、国や他県の動向、eスポーツのもたらす効果や課題についてしっかり情報収集に努め、eスポーツが障がい者に与える好影響を共生社会づくりに生かしていけるよう、関係部局としっかり連携してまいります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

前向きな御答弁だったのかな、そんなように思わせていただきます。

そこで、eスポーツと障がいのある方との関係性ですが、最近では、先ほど御紹介のありました障がい者雇用促進を目的とした大会も数多く行われているそうですし、何より障がいの有無にかかわらず競い合えるスポーツ、イベントであり、私はすばらしく価値があることだと思います。

ぜひ今後、ここは再質問させていただきたいんですけども、例えば、県主催でeスポーツの大会等を企画していただきたいと思っておりますし、県内の若い世代だけでなく、全世代にeスポーツの魅力や効果を発信していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御所見をよろしく願います。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、eスポーツの推進に積極的に取り組んではどうかといった御質問につきまして、御答弁させていただきます。

eスポーツは、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず取り組めることから、ダイバーシティ推進への貢献やヘルスケア・健康増進など、多様な分野での活用が見込まれる取組であると認識しております。

経済産業省も、eスポーツには、ゲームで使用する関連機器や専用ウェア等の関連グッズの製造・販売、大会の誘致等による経済効果に加えて、様々な社会的意義があるとしております。

近年、急速に国内外で広まりつつあるeスポーツは、本年5月に東京2020オリンピック・パラリンピックのプレイベントとして実施されたほか、2022年に中国・杭州で開催される第19回アジア競技大会では、初めて正式種目として実施されることが決定しています。

県内においても、一般社団法人三重県eスポーツ連合が中心となり、全国都道府県対抗eスポーツ選手権2021M I Eが、今週末の16日・17日に四日市市総合体育館を配信拠点としてオンライン開催される予定です。

本全国大会は三重県も後援しており、開会式では知事もビデオメッセージで激励を行います。

全国の各ブロック大会を勝ち抜いてきた選手の皆様におかれましては、これまでの練習の成果を存分に発揮されることとともに、選手同士の交流も深めていただければと思っております。

なお、予選会には障がいのある生徒や84歳の方も参加されているとお聞きしており、eスポーツは幅広い層の方に取り組んでいただけるものと認識しております。

今後、eスポーツが多様な分野で活用されていくためには、その効果や魅力を広く御理解いただくとともに、認知度を高め、機運を醸成していく必要があります。



これまで三重県では、eスポーツ選手権や三重県eスポーツ連合が開催するセミナー等を後援してきましたが、今後もこうした活動を支援するとともに、SNS等で広く情報発信することで、県民の皆様の認知度や理解を深めてまいります。

一方、eスポーツはまだ新しい分野でありまして、普及に当たり配慮すべき点や、社会にもたらす効果や影響について注視していく必要もあります。そのため、ほかの自治体で行われている活用事例等も調査をしまして、関係部局に情報共有していきます。

県としましては、地域経済の活性化のみならず、多様な分野でeスポーツが活用されるよう、積極的に取り組んでいただいている県内の関係団体や関係企業と連携し、取組を進めてまいります。

[31番 小林正人議員登壇]

○31番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

今後、いろんなことに取り組んでいただけるというお答えもいただいた反面、eスポーツにおいては、今後、いろいろな課題というか、賛否両論あるということも私も聞いております。

しかしながら、さきにもお話ししましたし、先ほどの局長の御答弁にもありましたけれども、経済効果というのも非常に高く、その市場が年間平均成長率26%と今後がかなり期待できる、言葉は悪いかも分かりませんが、スポーツ産業だと思っております。ぜひ積極的に推進に向けて今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

障がい者の親亡き後の支援についてということであります。

この問題につきましては、以前にも取り上げさせていただきましたが、まだまだ解決に至っていない大変重要な問題でありますので、今回も質問させていただくことにいたしました。

まず、障がいがある方の現状を少し説明させていただきますが、今、全国には約503万人の身体、知的障がい者の方がおられます。そのうち、身体障

がい者が約419万人、知的障がい者が約84万人であり、前者の在宅者数は約412万人、後者は約73万人と言われております。

在宅者数を単純にプラスしますと約485万人になり、介護者である親や家族が元気なうちはまだしも、高齢になったり亡くなられたりしたとき、残された方はどのように暮らしていくのか、非常に大きな問題であると思います。

また、厚生労働省の調査によりますと、日常生活の中で家族等の支援を最も多く受けている障がい者の割合は知的障がい者であり、全体の約44%と、いかに日常の生活を親に依存しているのかが分かります。

言い換えれば、知的障がい者にとっての親とは、いろいろな支援制度と同等以上の機能を担っていると言っても過言ではなく、また、逆に、その親を亡くした本人にとってみれば、この先の不安はもちろん、居場所の存続や確保から医療ケアの問題、日常生活における細やかな支援等、本人の権利擁護に対する不安、例えば財産管理や人権等、また、福祉サービスを受ける際の契約や簡易な法的手続など、大変深刻な問題であると思います。

このように、親亡き後には多々問題が出てまいります、今回は、特に生活・居住ということに特化してお聞きしたいと思います。

障がい者の暮らしの場としましては、施設入所支援、療養介護、グループホームの制度があります。

入所施設とは、主に夜間において入浴や排せつ、食事等の支援を行う場所です。療養介護とは、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護、日常生活の援護などを行う施設です。そして、グループホームですが、御承知のように、1989年に制度化された、地域で暮らしを望む知的障がい者に対し、日常生活における援助等を行うことにより知的障がい者の自立生活を助長することを目的に始めました。

そこでお聞きいたしますが、今では主流になりつつあるこのグループホームですが、本県においても、障がい者の地域移行受皿整備事業として、その数を目指して整備していただいております。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあって、実績数が目標未達成に

なっておりましたが、今現在の状況はどうか、また、各福祉圏域ごとの整備数にばらつきがあります。特に、伊勢志摩地域、紀北地域、紀南地域は、各市町が積み上げてくる見込み数に達していない、遅れていると思いますが、今後の対応はどうか、お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） 障がい者のグループホームの利用状況と、施設が不足する地域での対応についてお答えします。

親亡き後の障がい者の生活の場となるグループホームの整備は、私も大変重要だと考えております。県としても、これまで特に注力して取り組んできたところでございます。

令和2年度の状況なんですけど、グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数については、圏域ごとのおっしゃったように過不足はあるんですけど、全県的には2033人の定員を確保しています。

しかし、近年の利用状況等も踏まえまして、令和2年度の目標を1787人と設定していたんですけど、実績は1757人と30人程度、僅かに届かなかったというような結果になっています。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で、グループホームに入るときはまず体験で入所してきて、その後、本入所というようなことが多いんですけど、そういうことがなかなかできなかったということも影響していたと考えています。

一方、令和3年度になってからは、感染対策もしっかり行った上で新規受入れの促進に努めたところ、7月時点で既に令和2年度末から91人利用者が増加して1848人になっており、グループホームで生活している障がい者の方は着実に増加しております。

次に、グループホームが不足している圏域については、優先的に施設整備を促進することとしておりまして、令和3年度の整備については、伊勢志摩圏域において定員10名のグループホームへの補助も行っております。

さらに、各市町においては、相談支援事業者であるとか、医療機関など関係機関とも調整しながら利用の広域調整なども行われているところです。

今後も親亡き後を見据えて、障がい者が希望する地域でグループホームを利用できるよう、施設整備をしっかりと進めてまいります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

令和2年度は新型コロナウイルスの関係もありましたけれども、令和3年度は、まず、もう達しているということで、一定、理解させていただきました。

ただ、さきにもお話しさせていただきました3地域に関しては、地域とのいろいろな相談とかそういうのもされておられるみたいですが、数は足りていないんですね、まだ。その辺の整備も、今後しっかり推進していただければと思います。

それと、今後、将来ということを考え、推計していきますと、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、今、障がいのある方の在宅率というのが約70%と非常に高く、この方々を全てグループホームでの支援というわけではありませんが、さらに数の確保が必要になってくるのではないかなと考えます。

また、質とか地域偏在、こういったことも気にかかるところであります、その辺りのことをどう考えておられるのかお聞きしたいと思いますし、さらには、現在のグループホーム建設の補助ですけれども、県の場合は、今、上限が1500万円と言いましても、750万円が県、そして750万円が市町負担ということになっております。残りは事業者負担になります。これでは、なかなか必要であっても手を挙げる事業者も出てこないですし、少しでも事業者負担軽減の方策を考えておられるのか、再度お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） グループホームの必要数を上回っ

た地域での整備なり、補助金の上限額の考え方についてお答えします。

グループホームについては、議員もおっしゃっていたように、現在は在宅で生活していても将来的にはぜひ利用したいという声であるとか、希望する地域でなかなか入所できない、利用している医療機関であるとか福祉施設、また、その近くでぜひ利用したいというような意見もあって、そこになかなかないとうまく入れないというような意見もたくさん聞いているところです。

さらに、障がい者の重度化であるとか高齢化に対応するように、より手厚いサービスが受けられる日中サービス支援型というんですけど、そういう新しいグループホームも最近できておりまして、そういうサービスの充実したグループホームへのニーズも年々高まっています。

このため、現時点では、定員数が計画上の必要見込み数を上回った圏域においても、3年ごとの短い期間で改定しておりますみえ障がい者共生社会づくりプランにおいて、不足の見通しがあれば必要数を再度精査した上で、整備を進めていきたいと考えております。

次に、補助限度額の話です。

グループホームの整備に対する県単独の補助については、障がい者の地域での居場所をなるべく多く確保するため、整備箇所数の確保を優先してきたところでございます。

一方、設置者においても、令和2年度以降に設置されたグループホームの大体半数以上が賃貸の建物を改修するなどして、整備費用を抑えるような工夫もしていただいております。

限られた財源の中でより整備数を増やしていけるよう、当面の間は現在の補助上限額を維持したいと考えているところです。

なお、事業規模の大きい整備については、補助上限額が有利な国の補助制度を活用していただくように調整するとともに、国に対しても十分な財政措置を取ってもらえるように、しっかり要望していきたいと思っております。

今後も、親亡き後の障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、将来のニーズも踏まえて、また、設置者の負担にも配慮しながら財源の

確保に努め、グループホームを着実に整備していきたいと思っております。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

地域の偏在というような部分で、かなり必要なところはない、これは言っておいても分かりませんが、必要でないところに数がよけあって、必要なところに少ないというようなことも起こっておりますので、この辺は今後、各市町とか関係団体とか、そういうところと調整していただいで進めていただければなど、そんなように思います。

それから、補助率の問題なんですけれども、国の制度がある、事業規模の大きいやつですね、あるとはおっしゃいましたけれども、やはり県は県で考え方として、今現在1500万円、そのうちの半分が市町でするので約750万円、これではさすがにちょっと少ないのではないかなと思いますので、今後、より予算の確保に向けて頑張って取り組んでいただければなどと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、四つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

都市計画についてであります。

御承知のように、都市計画とは、都市の将来のあるべき姿、人口・土地利用、主要施設等を設定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のことであります。また、都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある運営を図る、劣悪な居住環境に起因する国民の健康問題を防止する、都市景観を改善し、保持するなどの必要性から、土地利用の在り方、施設、公園、道路等の整備、市街地等開発について計画を想定し、その実現を図ることです。

このようなことから、将来の都市の在り方を考えた場合、もちろん非常に有効な計画ではありますが、東日本大震災を境に各地域での防災対策や、とりわけ津波ハザードマップの策定、そのことによる浸水予測区域の明確な設定により、いろいろな不具合も生じてきております。

例えば、県内の海岸に隣接する多くの自治体では、そのほとんどが沿岸部

に人口が密集し、当然、各基礎自治体の都市マスタープランのエリア内でもあり、そのエリアの大部分が浸水予測区域に設定され、以来、土地購入者の意思決定に大きな影響を与え、また、土地需要の減退や土地相場の値崩れを引き起こしております。

また、さきにも触れました、県内の浸水予測区域の大部分が市街化区域、または住居系用途を推奨する用途地域として位置づけられておるにもかかわらず、計画の変更、見直し等、いまだほぼ行われていない状況でもあります。

もちろん、津波ハザードマップや浸水予測区域の設定等の平常時からの県民の安心・安全を考えた防災対策上の想定は必要不可欠であります。それであれば、浸水予測区域からの人口誘導を図るべく、市街化区域もしくは用途地域の見直し等を行うことが必要だと考えます。

今、県内では北勢圏域、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域と五つの地域に区切ってマスタープランを策定していただいております。その中の都市計画の目標、とりわけ災害に対応した安全性の向上の中に、これは5圏域とも共通しておりますが、災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討しますということが書かれております。

今後、各基礎自治体がそれぞれの都市マスタープランを見直し、策定されていくに当たって新たな市街化区域を設定する等、都市計画法に基づく決定権者である三重県としては、浸水予測区域等災害リスクの想定される区域からの人口誘導を図るための市街化区域の見直し等を含め、全体の都市計画をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 都市計画における災害リスクの高い場所からの移転の考え方について、お答えさせていただきます。

昨年度改定いたしました都市計画区域マスタープランでは、大規模自然災害の被害低減に向けた方針の一つとして、地震・津波の災害リスクの高い区域については、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針で示した土地利用検討区域を設定の上、土地利用や防災・減災施策の取組を促進するとしております。

この土地利用検討区域内の居住系・公共系の施設を、区域外の安全な区域へ移転することが可能かどうか、また、既成市街地に集約する余地があるかどうかなどを考慮し、区域外の既成市街地に集約する集約型、区域外に市街地を拡大し移転する移転型、区域内で建築物の構造強化、防災・避難施設の整備などを行う現状維持型の三つの再編シナリオを検討することで、地域の実情に応じた被害低減施策の実施につなげていくこととしております。

三つの再編シナリオの中でどれを選択するかは、各市町において検討が進められることとなりますが、県としては、土地利用や防災・減災施策の取組が、市町が策定する都市計画に関する基本的な方針である市町マスタープランに的確に反映されるよう、会議や協議などの場で積極的に働きかけてまいります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

ぜひ、災害のリスクはもちろん考慮いただきながらですけれども、有効な土地利用、あるいは各市町が健全な都市発展に向けた計画の策定をしていただけのように、県としてもいろいろ御支援をしていただければと思います。

その上でお聞きいたしますが、例えば、調整区域内に安全で最適な場所があったとしても、現状、保留人口フレームがない場合、これを市街化に編入することができない、いわゆる開発行為ができないというような状況になっておるとは思いますけれども、この辺の緩和等に関して御見解をお聞かせいただければと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 保留人口フレームがない場合の開発について、



お答えさせていただきます。

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と、基本的に市街化を抑制すべき市街化調整区域の二つの区域区分を定めることができます。

区域区分を定める場合、市街化区域の拡大規模を判断する一つの指標として、市街化区域の将来人口から収容可能人口を差し引いた人数の値である、保留人口フレームを設定しております。

この保留人口フレームがゼロになる場合には、原則として市街化区域を拡大することはできません。しかし、この場合でも、市街化区域の災害リスクの高い場所からの移転においては、移転前の場所を市街化調整区域に変更し、保留人口フレームを確保した上で移転先の開発を行っていく方法が考えられます。

このような市街化区域の再編をするに当たっては、地域住民と市町が十分な議論を行い合意形成することが重要なことから、県も市町と一緒に検討を行うなど、しっかりと支援してまいります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

もちろん、無秩序に調整区域等開発とは難しいとは思いますが、先ほど災害リスクの高いところというのは市町と、今後、相談の上、開発行為ができるようなところもあるということで、一定理解させていただきました。今後の取組に期待させていただきます。

時間もちょっと少なくなってきましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

空き家対策と土地利用についてお伺いしたいと思います。

昨今、人口減少社会の到来により土地利用の担い手が減り、利用価値の低下、管理不全の土地が増え、土地政策の抜本的な改革が必要だと言われております。

また、空き家対策も同じで、年々増加傾向にあり、このまま適切な管理がなされないまま放置されると、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性も高く、さらには移住促進や観光振興、市街地活性化といった施策に対しても非常にマイナス効果となります。

ちなみに全国の空き家は、5年に一度行われる総務省統計局の調査によれば、平成31年度で846万戸であり、前回調査時に比べ26万戸、約3.2%増加しており、総住宅数6242万戸に占める空き家率は13.6%となっております。

このような状況を踏まえ、国では当初、各地方公共団体において空き家の適正管理に関する条例を制定するなどして、その対策を進めてきました。しかしながら、空き家対策では、固定資産税の課税情報の内部利用等、条例では対応できないとされ、また、全国的な広がりや今後のさらなる深刻化のおそれ等の懸念から、国としてさらに積極的に対応することになり、現在の空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。

特別措置法では、空き家の管理責任は一義的にはその所有者等にあるとしているものの、当該所有者が経済的な事情等から管理責任を全うしない場合、住民に最も身近で個別の空き家等の状況を把握できる立場にある市区町村が主体的な役割を果たし、国及び都道府県がその支援を行うこととされております。

具体的には、空き家等対策計画の策定、実態把握・所有者の特定、発生予防、活用・流通促進、特定空家等に対する措置等であります。

そこでお聞きいたしますが、まず基本的には、国、市町の問題ではありますが、特措法にも県もその支援を行うとあります。これまでの県内空き家対策に対する取組、どのようなことをされてきたのか。

次いで、土地利用の問題ですが、さきに述べましたように、担い手不足や、昨今、相続放棄を希望される方も増え、土地の適正な管理がままならない状況、所有者の利用促進・流通促進、管理、放棄等の救済にどのように関わっておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 空き家対策の取組状況について、お答えさせていただきます。

県では、空き家対策に取り組む市町の支援及び市町相互の連絡調整を図るために、法律が施行された平成27年度から、三重県空き家等対策連絡会議を設置しております。

この連絡会議では、市町が策定する空き家等対策計画の情報提供や、市町や関係団体の取組についての情報共有などを行っております。

このうち、空き家等対策計画につきましては、今年度内に全ての市町において策定が完了する見込みとなっております。

次に、市町に対する財政上の支援についてですが、空き家対策支援事業として空き家リフォーム支援事業、特定空家等除却支援事業を実施しております。

空き家リフォーム支援事業では、空き家を移住者向けの住宅として活用するためのリフォーム工事への補助を、特定空家等除却支援事業については、所有者不明の老朽空き家の除却に係る略式代執行に対する補助を行っております。さらに、木造住宅耐震除却工事補助事業として、耐震性のない木造の空き家を対象に実施する除却工事に対する補助も行っております。

また、これらの取組のほかにも、県のホームページなどで空き家の現状、リスク、財政上の措置などについて情報を発信し、空き家の適切な管理に関する啓発に努めているところでございます。

県としては、今後も、引き続き市町への情報提供や財政上の支援などを行ってまいります。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** それでは、私から所有者不明土地問題に関する国の動向や県の関わりについてお答えいたします。

所有者不明土地は、言うまでもありませんけれども、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業や民間での利活用の際に所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、事業推進を阻害する要因の一つとなっております。

今、高齢者人口の増加により大量の相続の発生が見込まれる中で、所有者不明土地の一層の増加が懸念されており、所有者不明土地問題への対応が喫緊の課題であるということで、この数年の間にも、この本会議の場でも複数の議員の方々から御質問いただいているところではございます。

それで、まず国の動向でございますけれども、国においては、道路や公園の整備など所有者不明土地を公共目的で円滑に利用できるよう、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行されております。平成元年6月1日施行でございます。

それと、県内での、これを踏まえまして状況活用事例なんですけれども、東海環状自動車道の新設工事の用地取得において、私どもの県内での活用事例がございます。

また、所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて、土地の適正な管理や土地所有者等の責務の明確化などを追加した土地基本法の改正、これは、令和2年3月ですけれども、行われているところでございます。

それと、今年度に入りまして、引き続き国の動向ですけれども、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直すこととし、民法等の一部改正や、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律を公布し、所有者不明土地問題の解決に向けた相続登記の申請義務化や所有者不明土地管理制度の創設、相続土地国庫帰属制度の創設などの対策の推進も明記されてきたところでございます。

それらを踏まえまして、県としましては、法律によるこれら様々な制度の整備は公共事業の用地取得の効率化が期待できるなど、所有者不明土地の発生予防や利用の円滑化に資するものと考えているところでございます。

そのような中、本年度整備した両法律の公布後、2年から5年の間にそれぞれ施行が行われるわけですけれども、その実効性を確保するために、今、具体的な運用の検討や制度の周知など施行準備が進められていることを踏まえまして、国の動向も情報収集しつつ、それと何よりも市町と連携をしながら、課題把握に、今、努めているところでございまして、必要に応じた県の

考えを、今後、国に提案してまいりたいと思います。

[31番 小林正人議員登壇]

〇31番（小林正人） ありがとうございます。

空き家対策におきましては、理解いたしました。ありがとうございます。今後とも、引き続きよろしく申し上げます。

土地利用ですけれども、土地基本法の改正で、今後、2年後にまた施行されるというような中で、今の国のそういう制度を利用される方の見込みというのが1%ぐらいというふうな試算も出ておるところでありますし、ここはちょっと再質問させていただきたかったんですけれども、時間の関係もありますので、また、別の機会のときに出させていただきたいと思いますので、今後ともいろんなところと連携されて取り組んでいただくことを御期待して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

河川整備事業についてであります。

昨今、気候変動等による異常気象から、集中的なゲリラ豪雨等がいろいろな地域で頻発しております。それによる河川の氾濫等の水害リスクは非常に高く、時に住民の安心・安全はもとより、生命、財産をも奪ってしまうことも全国的に多々あり、今や治水事業は全ての地域の喫緊の課題であります。

そんな中、国はこれまでの治水事業の在り方から流域治水への取組に転換をし、本県でも積極的に推進されております。

そこで、流域治水に転換されたというようなところで、県内の治水事業にどのような効果が出たのかということをも1点、お聞きしたいと思います。

それから、私の地元で大変恐縮なんですけれども、鈴鹿市を流れる三つの河川についてお聞きしたいと思います。

まず、一つ目は、一級河川の芥川であります。

令和3年度交付事業としては約4600万円を確保していただき、護岸工事を行っていく予定と伺っておりますが、どの程度進む見込みなのか。1号橋の架け替えに当たっては、踏切が近接しているため、技術的な検討が必要と聞

いておりますが、その解決策はどうか。

次いで、堀切川であります。これは県管理の二級河川でありますけれども、この川は鈴鹿市の南部地域を中心に白子地区に抜ける河川であり、令和3年度は当初で1億3400万円の予算を確保していただき護岸整備を、約3500万円で排水機場ポンプの整備を予定しております。こちらについても、その進捗状況、また、非常に要望の多い堆積土砂撤去や、除草作業についての今後の見通しを教えていただければと思います。

そして、最後に中ノ川、こちらも二級河川でありますけれども、この川は鈴鹿市内の最も津市寄りを通る、合川地区、天名地区、栄地区の住民の生活に大きく関わりがある川でございます。

護岸工事においては一定完了はしておりますものの、老朽化や劣化部分があり、再度の見直しが必要であると考えますが、いかがなものなのか、また、こちらにおいても、地域の要望が非常に多いのが堆積土砂撤去と除草・伐採事業であり、このことについても今後の見通しをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（水野宏治）** まず、流域治水の効果についてお答えさせていただきます。

かなり流域治水、幅広い概念でございます。主な直接的な効果を申し上げますと、利水ダム、ため池など河川管理施設以外でも、降雨の貯留や流出のピークカットの役割を担うことで、洪水リスクを軽減する効果がございます。

既に利水ダムの事業者とは事前放流の協定を結んでおりまして、これまでの台風でも運用していただいているところで、一定の効果が出ていると考えてございます。

2点目として、河川が氾濫した場合でも、まちづくりの中で高台に居住を移動することによって、被害を最小限に抑える効果などが挙げられます。

この流域治水の取組、これからでございますので、効果もこれからと考えているところでございます。

一級水系につきましては、昨年度、流域治水プロジェクトということで、各水系ごとにプロジェクトを整理したところでございます。二級河川については、今年度内に策定する予定でございます。

そういった取組を通じて、県民の方々に流域治水について分かりやすく説明し、効果を発揮していきたいと考えております。

続きまして、芥川、堀切川、中ノ川の件でございます。

芥川につきましては、議員御指摘のとおり、下流から1.6キロのところ市道の橋があるということで、河川改修に伴ってそれを架け替えねばならない。ただ、その架け替える橋の直近にはJR東海加佐登駅踏切があって、JR東海との協議というところで少し時間がかかっているというところでございます。

今の位置で架け替えようとする、壊して移して、そしてもう一回移すと、2回踏切を移転しなくちゃいけないというところがあるので、そもそも市道の位置をずらして1回で工事が済むようにということで、今、JR東海と協議させていただいているところでございます。

協議のスピードはもちろんのこと、工事のスピードも上げられるようにしっかりと協議し、早期にここの部分の護岸工事と橋梁の架け替え、完成していきたいと考えているところでございます。

また、さらに上流部についても、近傍に集落がある箇所から優先的に護岸や引堤工事を進めているところでございます。今後とも順次進めてまいります。

続きまして、堀切川でございます。

下流部にノリの養殖場があるということで、ノリの養殖期間、10月から3月を避けた工事を地元の漁協より要望されているところでございます。

一方で、この期間を外すと通常は河川内で工事を行わない5月から9月、出水期は工事は原則しないよとなっているので、通年として工事ができなくなってしまうといった形になります。

したがって、漁協ともお話をしながら、出水期における工事のやり方も含

めて、しっかりと時期、工法について検討していきたいと思います。また、工事箇所の近傍には人家もございますので、低騒音の建設機械だとか工法を使用しながら、生活環境にも配慮しながら進めてまいります。

最後に、中ノ川でございます。

中ノ川については、かなり堤防が古いということで、約70年ぐらい経過した堤防もあるところでございます。これらの堤防について、法定で毎年1回の目視点検を行っているところであり、補修が必要な箇所については速やかに対応しているところでございます。

また、堆積土砂の撤去につきましても、非常に多くの要望があるところでございます。今年度は、昨年度よりも予算を約2倍に増やして、対応しているところでございます。

いずれにしても、地域の安全・安心を確保するために、地元の要望をしっかりと聞きながら河川事業を進めてまいります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） 水野部長、ありがとうございます。

いつ聞いても歯切れのいいすばらしい前向きな答弁で、本当に期待いたすところでございます。

何とか6問、時間中に終わることができました。いつも最後の地元のところになりますと、なかなか時間がなくなって言えないんですけども、今日は何としてもここだけは言えというような依頼を、実は、鈴鹿市選出の藤田宜三議員、それから下野幸助議員、それから、平畑武議員からも言われておりましたので、何とか時間内に言えたこと、非常によかったかなと思います。

今後、しっかりと地元の要望にお応えいただいて、対応していただくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。



午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分開議

**開 議**

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**質 問**

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。33番 谷川孝栄議員。

〔33番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○33番（谷川孝栄） 皆様、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出、会派草莽の谷川孝栄でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、もうすぐ2年になろうとしています。長きにわたり御対応いただいている医療従事者や行政関係職員、感染拡大防止に協力された全ての県民に、心より感謝を申し上げます。

それでは、早速、質問に入ります。

神事などで使用する大麻栽培に係る規制についてです。

日本は、これまでの長い歴史の中で数々の疫病に見舞われてきました。その時々家族や仲間を亡くし、多くの涙が流されてきたことでしょう。今ほど衛生的でもなく、医薬品も入院施設も少なく、対策の周知もままならぬ時代にどれほどの命が疫病により失われてきたかを想像すると、悲しさとむなしさで胸がいっぱいになります。

私たちが今を生きる、この新型コロナウイルス感染症という疫病の時代も、歴史に刻まれます。この疫病の時代を乗り越えたと言い切るために、今しばらく感染拡大防止に努め、飲み薬など治療薬の安定した供給ができるようになるまで、時を稼がなくてはなりません。

日本における疫病の最も古い記録は崇神天皇、第10代天皇ですけれども、

の5年条、西暦でいうと紀元前93年と日本書紀に記されています。そのとき、人々が神々に終息を祈ったことで、伊勢神宮をはじめ主要な三つの神社の創祀へとつながり、日本人は祈りにより疫病や災害を乗り越えてきたという歴史があります。そのときからずっと祈りの場面には麻が使われてきました。

資料を御覧ください。（パネルを示す）麻は弓道の弓の弦のところ、鼓などの楽器、大嘗祭のあらたえ、神社で使われる神具、しめ縄や横綱の化粧まわしなどに使われ、神事においては汚れを払う力を持った特別なものとして大切に扱われてきました。

麻は、大麻草の茎から皮をそぎ、それを研ぎ澄ました繊維を精麻といい、神社などの神事に使われている麻もこの精麻です。

今、日本国内で、この精麻に使う麻を生産している麻農家の危機が来ています。1954年には3万7313人いた栽培者も、今年は国内全体で27人にまで減っています。三重県では1軒の農家だけです。精麻の生産量も激減し、日本の神社が国産の麻ではなく、中国産の麻を使っているところが多くなってきています。日本の神社は、日本産の麻で神事ができるようにしなければならぬと強く思っています。

中日新聞で、12日夕刊にこのように紹介されています。（パネルを示す）そして、昨日の14日の朝刊の13面にもさらに大きく掲載されています。

それでは、満を持して、今回、この質問をさせていただきます。

皆様に分かりやすいように、これまでの経緯を説明いたします。

このような事態を受け、三重県議会は令和3年2月17日、日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承についての請願及び国への意見書を全会一致で採択いたしました。その折には、県議会の皆様の御理解、誠にありがとうございました。

その後、4月23日、厚生労働省の大麻等の薬物対策のあり方検討会で、三重県の現状と意見書が取り上げられました。この検討会のとりまとめ、これは6月25日のものですが、それで三重県の意見書による要望どおりに大麻取締法を麻薬成分に着目した規制に見直すこと、成分濃度に関する基準につい

での検討が提案されました。

同時に、昨今の研究結果により、国内で免許を受けて栽培されている大麻草は有害成分の少ない品種であることから、栽培者に対する合理的でない通知の見直しや指導の弾力化を図ることが適当であると指摘され、9月10日に厚生労働省の担当課長名で、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大麻栽培者免許事務についてという通知が出されました。

この通知は、大麻栽培者の減少に新型コロナウイルス感染症蔓延による使用機会の減少が拍車をかけているとの現状認識から、伝統文化の存続、栽培技術の継承などを図る観点から、栽培免許の要件を総合的かつ弾力的に運用するということを求めています。

そして、この通知の趣旨と今後の方向性についての説明が、9月13日に厚生労働省の担当課長から三重県議会の有志、これはいつも意見を交換しています中嶋議員、それから石田議員、山本佐知子議員と私が出席させていただきました。それと、県の担当者並びに栽培免許取得者に対して、オンラインで行われました。

厚生労働省の担当課長と県の担当者と県議会議員と栽培免許の取得者、この4者が一緒になってオンラインミーティングをした、これはかなり画期的なことでした。

この説明の中で、厚生労働省の担当課長から、この通知は当分の間のものであり、現在、国内で栽培されている大麻の成分を調査しており、この後に本格的な通知を出し、さらに有害成分が多いか少ないかに着目したものに大麻取締法を改正していく方針であることが説明されました、という経緯であります。

麻の栽培は大麻取締法によって規制され、その免許は都道府県の事務です。繊維を活用するための大麻と乱用につながる大麻とでは、薬理成分の含有量が大きく異なるにもかかわらず、同じように厳しく規制されており、農業としての継続性が困難になってきている現状なのは、皆さんも御存じのはずです。

この状況を踏まえて、県当局の受け止めについてお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 厚生労働省からこのたび発出されました大麻栽培者免許事務の弾力運用に関する通知につきまして、県の受け止めについてお答えを申し上げます。

先ほど議員からも御紹介がございましたが、神社・神道の祭祀等に使用される大麻繊維の生産につきましては、大麻取締法の規制対象でございます大麻草を栽培する必要がございますので、大麻栽培者免許を取得することが必須でございます。医療保健部において大麻取締法及び県で定めております三重県大麻取扱者指導要領に基づいて、免許事務をはじめ、大麻の取扱いに係る事務を行っているところでございます。

免許審査におきましては、栽培目的が伝統的な祭事であり、社会的、文化的な有用性が認められるものを継承するものであることなど、大麻を栽培することに社会的な有用性が認められることを求めておまして、この社会的な有用性と大麻栽培によって生じる保健衛生上の危害発生のおそれとを比較衡量の上、厚生労働省の助言を得ながら、大麻繊維の供給先を含め、慎重に免許の可否を判断しているところでございます。

現行の大麻取締法では、先ほど議員からも薬理成分の含有量による区別という話がございましたが、現行法制下では、この区別なく一律に大麻を規制していることから、県ではこの含有量に関係なく、現時点においては大麻栽培の規制を行っているところが現状でございます。

また、特に、大麻栽培地における大麻の盗難防止対策につきまして、県民の安全・安心の観点から、三重県大麻取扱者指導要領に基づき厳格な審査を行っています。

このような中、厚生労働省は、大麻の乱用に係る社会情勢の変化や、医療用大麻に関する国際的な動向等を踏まえ、大麻取締法の改正を行うことを念頭に、令和3年1月から6月にかけて大麻等の薬物対策のあり方検討会

を開催しまして、この中で、大麻栽培者の減少等を理由に大麻栽培の免許について、指導の弾力化を図ることが適当であるとの意見が取りまとめられたところでございますが、現時点においては、具体的な法改正の議論にまでは至っていないというのが現状でございます。

そういった中で、先ほど議員からもございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による伝統的神事・祭事の中止、縮小のため、大麻繊維を使用する機会が減少している状況も鑑み、厚生労働省から令和3年9月10日付で伝統文化の存続、栽培技術の継承等を図る観点から、当分の間、大麻栽培で生じた余剰分の大麻繊維の供給や盗難防止対策について、弾力的な取扱いを行うよう求める通知が発出されたところでございます。

これを受けまして、県といたしましては、大麻繊維の供給については、申請目的に基づき供給先を厳格に制限してきたところでございますが、通知の趣旨に基づき、余剰分の大麻繊維につきましては、供給先の弾力化を検討していきたいと考えてございます。

また、盗難防止対策につきましても、三重県大麻取扱者指導要領の範囲内で一定の弾力化を図っていくということで、検討してまいりたいと考えてございます。

[33番 谷川孝栄議員登壇]

○33番（谷川孝栄） 御答弁ありがとうございます。

既に明確になってきている方向性を踏まえたら、弾力化というのはもう後戻りすることはないかなと思っています。

ここで、私から、ちょっと提案させていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、大麻草は精麻として神社の祭祀をはじめ様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものです。その生産が県内で安定的に維持、継承され、日本の伝統文化の保存、継承に寄与できるためには、何よりも産業として継続できることが大切だと思います。その点をしっかりと理解して、取り組んでいただきたいなと思います。

次、2点目なんですけれども、提案の。

現状では一律の基準でということ、今、お答えいただきましたが、同じ品種を栽培していながら、その規制は県によって大きく違っているのが現状でありまして、三重県については厳し過ぎるとの指摘も以前からなされているところであります。

そもそも、大麻取締法自体が麻農家の保護を目的としているということは、厚生労働省のパンフレットにも書かれていて、この法が制定された当時の国会の議事録を見ると、それも明らかになっているんですけども、さらに、厚生労働省のとりまとめにおいても、最近の研究の結果、国産大麻は薬理成分の低いものであることが指摘されています。それが乱用される可能性がほとんどないことは、4月6日の当時の田村厚生労働大臣の国会答弁でも言われておりますし、私たちがお聞きした9月13日の厚生労働省の課長の説明でも述べられています。

さらに現実として、国産大麻が盗まれて濃縮されて乱用されたという事例が全くないということは、国の取締担当者からの、そのような事例を把握していないとの回答ではっきりといたしました。

栽培者からは、無害なものを、あたかも有害なものであるかのように国や県が扱っていることで、かえって盗難のおそれが増しているということの指摘もあります。この点も踏まえて、県当局におかれては、大麻栽培についての正しい情報の周知に努めていただきたいと思います。

それから、県議会といたしましても、令和3年3月23日付で厚生労働大臣宛て、ほかの方々にも宛てましたが、国において、大麻草の栽培及び利用に関して十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう要望いたしました。それにお応えいただき、厚生労働省が動いてくれているので、次の通知や法改正が速やかに行われるよう、私たちも動いていきたいと思っております。

県におかれましても、今回の通知を十分に踏まえて、免許事務を弾力化するとともに、厚生労働省から説明された方針に沿って、状況の変化があった場合には速やかに対応できるように、三重県大麻取扱者指導要領の改正も検

討していただきたいと思ひますし、その準備をしていただきたいと思ひます。

そして、これからも三重県の大麻栽培者に対して、現状や意見をよくお聞きいただき、大麻栽培者や厚生労働省との協力体制を構築していただきたいと思ひます。

今、言った提案に対して、部長はどのようにお考えになりますか。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） お答えいたします。

現在、法改正を待たれているというところがございますので、県としても非常に気にはしておるところでございます。

厚生労働省とも密に連絡は取らせていただいております、その状況は三重県としても注視しているところございまして、当然、法改正の動きも承知しておりますし、それに向かって県としても対応していきたいと思っております。当然、今回の通知を受けた弾力的な運営の先にある取扱いについても、法改正を含めて国の通知に従って指導要領の改正も含めて考えていきたいと思ひますし、引き続き、伝統文化の継承等の観点も踏まえまして、大麻栽培者からはしっかりお話を聞いた上で、厚生労働省とも連携を密にして助言も得ながら、今までも厚生労働省からの助言も得ながら、県の勝手な思いだけではしていただけないでございまして、国の助言も得ながら対応してきたところございますが、今後も、引き続き今までより密に連携させていただいて、議員からも先ほど御紹介がありましたが、4者で初めて、ウェブでしたがお会いしてという形もございましたので、そういった形で今後も進めていければと考えてございますので、なるべく栽培者の方に寄り添った形で進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

今年の出荷については、その理由や相手先とか詳細な事項を、いつも記入した書類の事前提出とか細かいこともあるんですけども、過度の負担とな

らないようにしていただきたいと思うところです。

基本的には量や出荷先、例えば、県外とか神社以外も含めてということで、今、新型コロナウイルスで余剰があれば県外に出してもいいというところまで来ておりますので、生産者の過度の負担にならないようお願いしたいと思っておりますし、また、新しい栽培地の承認というのも今後出てくるかと思うんですけど、その選定と設備・管理については、また改めて個々の要件で規定どおりの充足にこだわらないで、総合的かつ、それこそ弾力的に運用していただけるように改善していただきたいと思っております。

また、国産大麻についての正しい知識、それと、今後の状況についての速やかな対応についても厚生労働省から助言を得つつ、真摯に取り組んでいただきたいと思っております。

知事はどうですかね、これについて御理解いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

神社や神道の祭祀を継承するというようなこと、伝統文化を存続していくことは非常に重要なことだと考えております。

この問題につきましては、「伊勢麻」振興協会の理事からもお話をお伺いしておるところでございます。

また、6月11日には、厚生労働省の私の同期でありますけれども、鎌田医薬・衛生局長のところに、「伊勢麻」振興協会の方も行かれたという話も聞いておりますので、興味を持って注目をしておったところでございます。今回、タイムリーに御質問いただきまして、ありがとうございます。

厚生労働省からは、議員が御指摘のとおり通知が出ておりまして、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、大麻繊維の供給につきまして供給先の弾力化を図っていくということでございますし、盗難防止対策についても一定の弾力化を図っていくということで、これから県もしっかりと考えていくところでございます。



いずれにしても、県民の安全・安心というのがしっかり守っていかなくちゃいけないんですけども、こういう点を十分踏まえまして申請者の声もしっかりと聞くと、これが重要だと、部長も答弁したとおりでございまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） 一見知事、ありがとうございました。

この産業は、後々、すごく大きな産業になる可能性もあるわけですね。産業としての継続を考慮して免許事務を行っていただきたいこと、それから、負担軽減の観点から細かな確認、指導は行わないということとか、また、来年の総合的かつ弾力的というような話、それと、正しい知識の普及というところ、この辺を押さえながら、また、厚生労働省との綿密な意見交換や助言も得ながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

これまで、これに携わっていただいた職員、本当によく頑張ってくれたんです。この新型コロナウイルスで同じところになっちゃったんですね、昨年度、薬務課で一緒になってしまったんです。新型コロナウイルスと麻のことが同じ課になるということも、私はこれは偶然じゃないような気がして、ここを今しっかり進めないといけないところだと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

県議会の意見書でこんなに国が動いたということは、本当にすごいことだなと思っています。私たちの地方の声がこうやって上がって行って国が変わるということの、すごく大きな経験をさせていただきました。大切なことだと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の時代につなげる農業についてであります。

農業は日本の礎です。今回、自由民主党の公約の中にも、農林水産業は大きな柱として掲げられました。

知事も所信表明で、スマート技術の活用による省力化の推進など生産振興や、多様な担い手の確保、育成などを取り上げていますが、経営体や新規就

労などについて県がどういう取組をされているのか、お聞かせいただきたい  
と思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、農業の担い手の確保・育成に向けた  
取組についてお答えいたします。

県内の産地では、高齢化や後継者不足が顕著となっており、農業を次の世  
代につなげていくためには、将来の担い手となる新規就農者の確保・育成に  
取り組むとともに、既に経営を行っている農業者の経営を安定させ、営農の  
継続を図ることが必要です。

このため、県では、新規就農者の確保・育成に向け、就農準備段階から就  
農直後、就農定着に至る各段階において、農業改良普及センターが中心とな  
り、市町やJAと連携しながら、就農希望者に対する相談対応、就農前2年  
間の研修期間と就農5年目までの所得確保を目的とした国の交付金の活用支  
援、就農直後から定着段階までの、栽培技術や経営に関する重点指導に取り  
組んでいます。

また、農業者の営農継続に向け、農作物の品質向上や生産コストの削減に  
向けた技術支援、新たな販売先の確保に向けた情報の提供やアドバイス、中  
小企業診断士など専門家による経営改善に向けた指導に取り組んでいるとこ  
ろです。

一方、産地ではパートタイマーやアルバイトといった働き手が、他産業と  
の競合により確保しにくい状況が生じています。

このため、北勢地域のトマト産地においては、障がいを持った方々の選果  
場における作業への参加を促進するとともに、東紀州地域のかんきつ産地で  
は、大学の長期休暇を活用し、学生が収穫などの農作業に従事する仕組みの  
構築に取り組んでいるところです。

また、最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、収入を確保する  
ため、兼業や副業を志向する人たちが増えております。こうした方々が、農  
繁期などの短期間、また、1日のうちでも短時間、農業の現場で働き手と

なって従事していただけるよう、本年度から働き手と農業者をマッチングするアプリの活用を検討するなど、ワンデイワークの仕組みづくりに取り組んでいます。

今後、引き続き市町やJAと連携しながら、新規就農者の確保・育成や、農業者の営農継続に向けた支援を切れ目なく行うとともに、多様な働き手の確保に向けた体制を整備することで、本県農業を次の世代に確実につなげていくよう取組を進めてまいります。

[33番 谷川孝栄議員登壇]

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

私は自分で農業をしたことがなくて、全くの素人なんですけれども、今回、いろんな方々に御意見をお聞きいたしました。

生産者の方々は、高齢化や、担い手不足に悩みながらも、健全で安定した経営ができるように、日頃から優良品種の高品質栽培を目指して、後を絶たない獣害や自然災害に立ち向かって、それでもおいしい作物を我が子のように大切に育てておられます。

資料を御覧ください。（パネルを示す）これは熊野市の家族でやっているミカン園の写真です。それから、こちら次の資料は、（パネルを示す）これは法人化されたミカン園の様子です。皆さんも、どちらもすごく愛情を持ってミカンを育てられております。

こちらは法人化されたMAKOTO農園というところなんですけれども、社長の西誠さんから、高品質のミカンを栽培するための研究を繰り返して、毎年、安定的に高品質のミカンを生産するという、これまでの経緯を全部お聞かせいただきました。

そうすると、もう50年以上のミカンの木が今もたわわに実をつけていて、それをミカン、隔年でできたりできなかつたりというのちゃんと研究されて、もう毎年おいしいものを出しているという、すばらしいミカンの木々を見ていると、ミカンの木々に本当に尊敬の念を感じるぐらいなんですけれども。先日、熊野市の比較的若手の専門農家の方々が農家コミュニティーサー

クル、農の風くまの、という団体を立ち上げました。

その中には、法人の方もいれば1人でやっている方もいるし、家族でやっている方もいます。意見交換をしていると、切実な御意見ばかりなんです。補助金や支援金を使いながらも日々研究もしながら、歯を食いしばって頑張っておられます。大変だけれども、皆さん、農業に誇りを持たれております。

そして、もう少し行政の手があったらな、もっと希望を持って頑張れるのではないかなと私も感じたところなんですけれども、あとはJAの方にも御意見を伺ってまいりました。

支援策というのは、農林水産省の経営所得安定対策などの概要で、ゲタ対策とかナラシ対策とか、または産地生産基盤パワーアップ事業のことなんかもお聞かせいただき、収益性向上対策や生産基盤強化対策など生産者の支援、新規就農者育成総合対策などについても詳しく御説明をいただいていたんですけれども。

もう一つ、御浜町、「年中みかんのとれるまち」とうたっているんですけれども、御浜町の役場ではミカンの産地としての責任、産地と町がうたってしまうことによる責任ってすごくやっぱり大きいですよ、安定した供給の確保のための対策や後継者育成対策など、具体的な取組をお聞かせいただけてきました。

これらを総合して私を感じたことを申し上げますと、県はどのような事業を行っているのかなと思ったので、今、お聞かせいただいたんです。様々やっていただいてありがたいと思いますが、県に今度はどのように取り組んでほしいのかなという意見もちょっと伺ってきたんですね。

二、三、言いたいところですけど、ちょっと時間の関係で、私が行き着いた答えだけ申し上げさせていただくと、農林水産部の予算が少な過ぎる、これなんですよ。

だから、知事、知事は今回、美し国として三重県のおいしいもの、いっぱいあるというのを言うていただきましたけれども、そのためにはやっぱり農

業をしっかりと支えていかないといけないけれども、農林水産部にもっと予算をぜひつぎ込んでいただきたいなと思います。

総務部長、聞いておられますか。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、予算をぜひ農林水産部にもっとつぎ込んでほしいという大きな1点と、もう一つは、技術や指導をできる職員の育成、そこをちゃんとつないでいくということが、これ喫緊の課題だと思います。この大きく2点、私は感じましたので、それをお伝えさせていただきたいと思ひます。

聞くとところによると、三重県は北川県政のときに、いろんな部局の編成か何かで農林水産部という部がいつときなくなつたらしいですよ。そのときに、人員を半分ぐらいに減らされたというのをお聞きしました。

なので、そこを、正確ではないのかもしれないけど、半分というのは違ふのかもしれないけど、やっぱりそのところからもう20年ぐらいたつてるので、やはり農林水産部というところにもっと力を入れなくてはいけない、まだそこまで盛り返してないんじゃないかなということを強く感じましたので、ぜひ本来の農林水産部の力を十分に発揮できるように、お願ひしたいなと思うところです。

そして、美し国であり伊勢神宮の外宮に豊受の神様をお祀りする三重県が、本当に三重県のすごさを発揮するためには、農業をしっかりと支えていくという基盤と環境が不可欠だと思ひています。

そして、三重県でできた作物は、まず三重県でいただくよ！という地産地消の、三重県版の県産県消をぜひ実行していただきたいと思ひます。

これはJAも言っておられましたけれども、県産県消、よその野菜もいいんですけど、まずは県産の作物を消費する、これが定着すると、災害時や、また再び新型コロナウイルス感染症が感染拡大したときに、大事な県民の食を守るという観点からも大きなことではないかと考えます。

あとは園地の選抜、担い手がいなくなつて耕作放棄地が年々増えています。そして、自分の畑の隣の耕作放棄地の草刈りをしてからじゃないと自分のところにかかれないうという今の状況なんですね。

耕作放棄地は固定資産税が農地じゃないので、農地のときの掛ける1.8倍ぐらいかかるということを知らない人もいるかもしれないので、ぜひ固定資産税が上がるんだよということも周知いただいたりしていただきたいなと思います。

今、農地中間管理機構やJ Aで御対応いただいておりますけれども、作業性や品質の悪い園地や獣害被害の激しい園地などは栽培を放棄して、高齢化などによって栽培ができなくなった優良園地に栽培転換を行うなど、農地の適正利用や、また、農業振興地域の設定や除外の規制緩和というのも、もう後には回せない大事なようになってきておりますので、これこそ知事に全国知事会を通じて、国に農振法や農業振興地域の整備に関する法律の改正を時代に合った法律にしていっていただきたいと強く思います。

そして、調査をする中で感じたことの大きなことは、農業は楽しい！ということなんです。皆さん、課題はあるけれども、目を輝かせて話をしてくださいました。

今の生産者たちが、ぜひ御家族や子どもたちに農業の可能性の大きさや、日本を食べさせていく大事な仕事であることや、夢がある仕事であることを情報発信していただきたいと思いました。

そして、間違いなくもうかりますと確信しました。そうすれば、次の世代も農業はしっかりとつながっていけると思います。新たな時代なので、国の法律はどんどん時代に合うように改正していただきたいと思います。

季節的に手が足りないとき、先ほどもありましたけれども、マッチングアプリ、言っていただきましたが、総務省の事業で、こういう特定地域づくり事業協同組合という制度があります。（パネルを示す）

これは、いろんな業種が、（パネルを示す）そのときに手の要るところに手の空いている人たちを回すという仕組みなんです。これ、今、資料を3枚つけておりますけれども、（パネルを示す）これには事務を請け負うところが必要なので、これ、ぜひ南部地域活性化局、お手伝いしてあげてほしい

と思います。

一つの市や町で手を回すのは人口減少の折、すごく大変なので、これを近隣の市町と力を合わせて、例えばミカンを取るときに手が要るときはこっちからこういうふうに戻して、また、旅館業や観光業でお客様をたくさん迎えないといけないというときには、またそっちに戻してというような、協力した体制づくりができるのは、これこそ南部地域活性化局の醍醐味ではないかと思いますので、ぜひその辺のお力添えもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

これからの災害復旧についてに入らせていただきます。

紀伊半島大水害から丸10年が過ぎました。10年前の今頃、私、ここに初めて議員として立たせていただいて、山本教和議員が議長で座っておられました当時、全国都道府県議会議長会の会長もしておられて、もうどきどきした一般質問だったんですが、そのとき紀伊半島大水害のことを言ったことから、もう本当にこの間のことのようによみがえるんですけども、県議会議員に当選後5か月のときでした、私の事務所も熊野市井戸町丸山で1メートル80センチメートルの泥水につかって、事務所内の物はほとんど流されました。南郡熊野や和歌山県や奈良県も大きな被害を受けました。

あれから10年、予測のできない集中豪雨やこれまでとは進路の違う台風、地球温暖化の影響なのか気象が安定せず、今までの備えだけでは耐えられない事態も多々出てきています。

水害時の災害復旧の積み残しも、今も取り組んでいただいております。この10年間、県土整備部、農林水産部には大きな努力をいただいております。特に、熊野建設事務所には迅速な対応をいただいております。最近では、私が現場に行くより早く職員がついているので、本当にありがたいと思っています。

予期せぬ豪雨に、いろんなところで土砂崩れが発生しております。私のところにも電話が入り現場に行くのですが、建設事務所や農林事務所でも対応できないところ、それから、市町で対応いただくもの、様々なんですけれど

も、どれくらいの件数が県で対応できていないのかを知りたいのですが、事業化できなかったものを数えるというのなかなか大変な話なんですけれども、なかなか県全体での件数は把握は難しいと思いますので、東紀州地域管内での県土整備部が所管する災害復旧に係る対象とならない件数について、教えてください。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 東紀州地域の急傾斜地事業において、県土整備部の災害復旧事業の件数についてお答えさせていただきます。

正確には県単急傾斜地災害緊急対策事業というものが、急傾斜地で被災が起きた場合に県として対応する事業でございます。この要件として、高さ5メートル以上、傾斜度30度以上、人家5戸以上などの条件があるところでございます。

令和2年度については、被災箇所が1か所で、この採択要件に合致したので、採択しているというところでございます。

令和2年度は少なかったのですが、令和元年度につきましては7か所で被災し、2か所を採択し、5か所が対象外となっております。令和3年度につきましては4か所被災しておりまして、この事業の採択要件に合うかどうかといったところについて、現在、現地を確認中というところでございます。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○**33番（谷川孝栄）** ありがとうございます。

次に、農林水産部において、令和2年度に所管する災害復旧に係る事業の対象とならない件数について教えてください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○**農林水産部長（更屋英洋）** 農林水産部では、農地や農業用施設、治山・林道施設、漁港施設を所管しており、東紀州地域では、令和2年度に国の補助事業や県単独事業を活用した災害復旧事業の実施対象箇所は、6件となっております。

また、同地域において、国や県の事業対象とならなかった被災箇所は16件



あり、そのうち14件が市町の単独災害復旧事業により復旧されています。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

去年は、台風とかあんまり大きな被害はなかったかと思いますが、県土整備部で令和元年は5か所ということで、農林水産部で令和2年度は2か所ということですね。ありがとうございます。

市町で、起債で御対応いただいていることも多いのだと承知をしていますが、今後の異常とも言えるけれども、もう想定しておかなければならない気象状況においては、ますます県の対象となる災害に当てはまらないところが、今後、すごく多くなってくのではないかと思います。

そして、個人の財産である土地などには税金を使えないので、土砂災害などの復旧は個人で対応しなくてはいけないという規模も多くて、個人で建設業に発注するというのはあまりにも酷で、被害を受けてショックなのに復旧を自費ですという、なかなか厳しいことが多いと思います。経済力のあるところならいいんですが、なかなかの高額なので、行政で協力できる体制づくりも今後必要ではないかと考えています。

全てではなくて、例えば雨量が一定の基準を超えたときとか、警報が出たときとか、何か基準を設けて災害の対象になるように、今後、基準を変えていかないと、このままだと荒れ果てたところ、直せないところ、放置したままになる災害のところが多くなってくるんですね。これでもし地震とかが来た場合、また、そこが崩れて大きな被害につながることもあると思いますので、これはぜひ知事、これもですけど、全国知事会などを通じて災害復旧の基準の見直しなどを、県民に寄り添った復旧工事ができるように提案していただきたいと思います。

そして、前からずっと申し上げておりますけれども、災害復旧は、そのところどころで必要とあらば、災害前と同じように復旧するのが基本ですが、そうじゃなくてより安全なものに、せっかくお金を入れて復旧するのだから改良復旧をしていただけるよう、それはところどころに合わせてです

けれども、それも併せて国にも働きかけをお願いしたいと思います。

そして、今朝も和歌山県で震度4という地震がありましたけれども、いつ南海トラフ地震が起こるかどうかもというところですけれども、その対応として、防災の面から考えると、先ほども言うておられた流域治水ですけれども、これから進めていただくということですが、この考え方は当然必要なんです。ベースにあるんですけれども、流域治水の全体を見ると、計画から事業化までとても時間がかかります。前に言った、住居を集団移転させたり、計画を立てて、市町もそして個人も納得してとなると、本当に大きな予算とすごい時間がかかってしまいます。

いざ被害が出たときにどうするかという点で、やっぱり基準に入らない、しかし危険箇所となるところの対応を、今後、考えていかななくてはならない時期だと思います。

知事は所信表明で、南雲中將のお言葉でしたよね、太平洋の防波堤となつてということをおっしゃいました。心意気、もう本当に感動しました。外海の太平洋に面している私たちにとって、その言葉は本当に力強く感じましたし、頼りがいがあるものと感じました。

だけど、伊勢湾台風のときのまんまの堤防がまだあるんですね。例えば熊野市二木島町なんかはそうです。その堤防は砂利で造られていて、中が空洞化していて、今、県土整備部でいろいろ点検をさせていただいておりますけれども、やはりそういう伊勢湾台風のときからの堤防ですから、弱くなってきているのもあるし、波によって波の中に砂利が含んで、その砂利が家に被害を及ぼすとかというのもあるんですね。

だから、ぜひ太平洋の防波堤というお心構えと共に、実際の太平洋の防波堤も改修と国土強靱化、県土強靱化ということを、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

次に、東紀州地域の道路整備についてお伺ひいたします。

その前に、その対象とならない被害、これ、（パネルを示す）この間の豪

雨というか、紀宝町の北檜杖で400ミリ以上降ったときの崩れたところなんですけれども、これとか、もう一つの写真、これ、すごい豪雨の中なんですけど、（パネルを示す）この田んぼのところが崩れてブルーシートを張っておりますけれども、いっても今いろいろと対応いただいているんですけど、まだ方法が見つかっていないというところがありますので、こういうところが多々あるんですね。だから、この辺も含めて災害復旧の基準を考え直していただきたいなと思います。

すみません、それで、次に東紀州地域の道路整備についてお伺いいたします。

後ほど高速道路のこともお伺いしますが、この8月29日に熊野尾鷲道路（Ⅱ期）工事のところが開通し、熊野市まではノンストップで行けるようになりました。これにより、名古屋などの中部圏からも一気に熊野市にお越しいただけるようになりました。また、和歌山県との県境沿いでは、アンカールートの一部である奥瀬道路が延伸してきています。

このように東紀州地域を取り巻く周辺の高速度事情は、県土整備部の御努力のおかげも大きく、近年、飛躍的に改善されてきております。中部圏だけでなく関西圏からの来訪者の増加が大きく、今後、期待されるところであります。

このような中、東紀州地域、特に熊野市紀和町周辺には、日本の棚田百選である丸山千枚田や、天空の城として注目されている赤木城跡や、近年、脚光を浴びているクマノザクラなど、東紀州地域の中でもまれに見る豊富な観光資源の宝庫であり、アフターコロナの地域創生の千載一遇のチャンスを迎えようとしています。

資料を御覧ください。（パネルを示す）これ、丸山千枚田です。多分、皆さんも一度は行かれたことがあるのではないかと思いますけれども、これ、保存会の方々が一生懸命頑張っていただいて、今、1340枚の田んぼを管理していただいております。そして、（パネルを示す）四季折々のすばらしい観光地となっています。

しかしながら、高速道路整備と比べて当地域を含む熊野周辺の道路整備は、県内の他地域と比べて遅れている状況であり、令和2年4月における県平均の道路改良率は75.8%ですが、熊野建設事務所管内は70.4%と低く、コロナ後に観光客など来訪者を迎え入れる状況が整っているとは言い難い状況です。

特に、これら観光地の多くある県道熊野矢ノ川線や長尾板屋線については、部分的に改良もされているところもありますが、多くは狭くて対面通行ができず、大型観光バスが通行できないため、観光地としてのメリットが十分に生かされていないことが危惧されます。私も、丸山千枚田に観光で訪れていた方に、何度となく道路を何とかしてよとされています。

また、これらの道路は地域の生活道路でもあり、熊野市育生町から紀南病院への救急搬送にも利用されているものの、平成23年の紀伊半島大水害では通行止めとなっており、災害時には孤立する地域となる不安もあります。

については、観光振興の基盤として、また、生活道路としての基盤としてのこれからの道路の整備が不可欠であり、早期の整備が望まれます。

以上のことから、熊野地域における道路整備の取組、特に県道熊野矢ノ川線及び長尾板屋線の整備状況と今後の取組について、お聞かせをいただきたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 県道熊野矢ノ川線及び長尾板屋線の整備状況、今後の予定についてお答えさせていただきます。

まず、丸山千枚田をはじめとして熊野のすばらしい観光資源、多くの人に実際に来て見て体験してもらうためには、観光地までのアクセス道路の整備が重要でございます。

国道311号から丸山千枚田へのアクセスにつきましては、県道熊野矢ノ川線が重要な役割を担っているところでございます。しかし、車の擦れ違いが困難な未改良区間が約6割も残されているといった大きな課題がございます。

この未改良区間については、地元からは50年来の悲願として、大型バスが通行できるバイパスの整備を強く要望されているところでございます。

この地元からの熱い思いを受けまして、今年度より地元勉強会を立ち上げて、区長、丸山千枚田保存会の会長にも参加していただきまして、アクセス道路の強化策について検討を開始したところでございます。

具体的には、今後のバイパス整備といったものを長期的な対策として取り組むということを前提として、検討を進めております。

しかし、バイパス整備には非常に長い年月がかかるため、その間の短期対策として、車の擦れ違いができる待避所を現道に4か所、設置することとしたしております。この待避所につきましては、現地の熊野建設事務所の素早い対応によりまして、既に測量設計に着手したところでございます。

さらに、私も現場を確認してまいりましたが、課題としては、アクセス道路だけではなくて、現地に駐車スペースも非常に少ないといったことも挙げられるところでございます。このため、この待避所4か所に加えて、県道路事業での駐車場整備につきましても短期対策に追加するように、現地に指示したところでございます。

アクセス道路と拠点となる駐車場、この両者を一緒に進めることによって、バイパス整備までの間にも多くの人に来ていただくといった取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、丸山千枚田から赤木城跡へのアクセスにつきましては、県道熊野矢ノ川線は全て改良済みとなっておりますが、その先の県道長尾板屋線につきましては、全体700メートルのうち500メートルが未改良となっております。このため、この500メートルの区間について、平成31年より車線を拡幅する事業を進めており、現在、用地測量を進めているところでございます。

今後は、地元の皆様に用地の協力をいただき、早期完成を目指してまいります。

以上、丸山千枚田と赤木城跡へのアクセスについてお答えしましたが、地域の観光振興のためには、道路のハード整備だけではなくて、ソフトの観光施策も併せて実施することが重要と考えてございます。

県土整備部としては、地域の思いが一日も早く実現するように、ソフト、ハード両面での取組を、観光局、そして熊野市、地元と共にいろいろ議論しながら、全力で進めてまいりたいと考えてございます。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

駐車スペースまで造っていただけるとは、本当に驚きました。ありがとうございます。ぜひ整備を進めてください。

そして、今年と去年は新型コロナウイルスの関係で田植えや稲刈りというイベントができなかったんですけども、来年しっかりできるように、新型コロナウイルスも収まったままだと思っております。

整備にやはり時間がかかりますので、できるところから頑張ってくださいなと思っておりますので、引き続き全力でよろしく願いいたします。

次に、近畿自動車道紀勢線の建設促進についてであります。

私の一般質問では必ずこの質問が最後にあるんですけども、質問させていただくたびにすごく進捗があるので、感謝の気持ちを込めてさせていただきますと思います。

中部地方整備局も紀勢国道事務所も県土整備部も、本当に男気があるというか、退職された方々も含めて、誠心誠意の御尽力に心から感謝しています。

そして、紀伊半島大水害時から熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路、資料がありました。資料、1個飛ばして、これです。（パネルを示す）水害があつてからの新規事業、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路、熊野道路、紀宝熊野道路と4本、新規事業化していただきまして、大水害のときには高速道路がなくて、自衛隊の要請時にも、陥没した道路を鉄板で塞ぎながら自衛隊の方々に6時間もかけて被災地入りをしてくださいました。あれから10年の間に本当によく頑張ってくださいまして、熊野市長が名づけたのですが、本当に命の道として大きな力を発揮してくれています。ありがとうございます。

熊野尾鷲道路が開通し、次は、新宮紀宝道路の番です。進捗状況について、部長から御説明いただきたいと思っております。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 近畿自動車道紀勢線の整備状況について、お答えさせていただきます。

まずは、和歌山県境からの新宮紀宝道路につきましては、用地取得は全て完了し、令和6年秋頃の開通に向けて工事が精力的に進められてございます。また、北からの熊野大泊インターチェンジからの熊野道路につきましては、用地取得は99%、工事も多くの工区で展開されております。

また、この二つの道路を結ぶ紀宝熊野道路につきましては、地元の方の協力を得て、熊野道路と接続する地域の用地取得が順調に進んでおり、その先の地域についても、来年度以降の用地取得に向けた準備が進められているところでございます。

このように、近畿自動車道紀勢線につきましては、北から南から2方面作戦ということで進めておりまして、いち早く供用できるようにしっかりと応援してまいりたいと思います。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○**33番（谷川孝栄）** ありがとうございます。

11月には集中工事もありますけれども、集中工事の後には、また便利になっているとありますので、楽しみにしております。

この高速道路には地域の将来がかかっています。防災・医療・物流・観光・教育、この全ては道路事情が左右します。この道路に込められた多くの人の思いがあります。

ぜひ知事の意気込みを、お聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○**知事（一見勝之）** お答え申し上げます。

国土交通省で大臣秘書官をしておりましたときに、道路財源の見直しが議論されまして、いわゆる道路国会というのがございました。

その議論の中で、国道42号では土砂崩れが起きますと救急車の通行にも支障が出るという議論がなされまして、その頃から、命の道路としての近畿

自動車道紀勢線の早期整備の必要性が国政の場でも取り上げられていたと記憶しております。

選挙期間中、私、何度も熊野市、御浜町、紀宝町を訪れさせていただきました。議員にもお世話になりました。

熊野市までは、熊野尾鷲道路、これが選挙期間中8月29日に開通していましたが、紀宝町まであと一息、あと一息ではあるんですけど、紀宝熊野道路は令和元年の事業化ですから、これ、しっかり進める必要があります。

あらゆる機会を捉えて、命の道路であります近畿自動車道紀勢線の重要性を訴えて必要な予算を確保して、早期の全線開通に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の御協力、ぜひよろしくお願いいたします。

〔33番 谷川孝栄議員登壇〕

○33番（谷川孝栄） ありがとうございます。

元自動車局長の知事ですから、自動車や観光バスが安全で快適に多く訪れてくれる三重県づくりをぜひお願いしたいと思っておりますし、今言っていた高速道路の建設促進も、力を込めてよろしくお願ひします。

知事が、お覚悟を持って太平洋の防波堤とおっしゃっていただきました。そうやって頑張っていただけのなら、その後ろから私もどすこいと押して支えていきたいなと思っておりますし、時と場合によれば、私も覚悟を決めて、熊野灘の防波堤となって共に骨を埋める覚悟で取り組みますので、どうぞ気合を入れて立ち向かっていただきたいと思います。

今日のように、国へ地方から声を上げていくということが本当に大切でありますし、今回、全国知事会でのお力というのも大きいかなと思っておりますので、ぜひ三重県がこれからも率先して地方の声を国に届けていただくということを、自治体として大きな改革をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。



## 休 憩

○副議長（稲垣昭義） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時21分休憩

---

午後 3 時22分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第 2、議案第124号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、10月14日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第124号、令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第11号）につきましては、去る10月13日当該の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議案第124号、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 議 案 の 上 程

○議長（青木謙順） 日程第3、議案第125号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件につきまして、その概要を説明いたします。

議案第125号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る三重県リバウンド阻止重点期間において、県が独自に行う飲食店への営業時間短縮要請や消費者の外出控えなどの影響を受けて、依然として厳しい経営状況にある事業者を支援するための経費として、一般会計で5億370万6000円を増額するものです。

歳入では、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、その全額を増額しております。

歳出では、令和3年10月の売上げが30%以上減少した飲食関連事業者や外出控えなどの影響を受ける事業者への支援金を支給するため、5億370万6000円を増額しています。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明16日から18日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明16日から18日までは休会とすることに決定いたしました。

10月19日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時26分散会